

亀岡市公報

発行所 亀岡市役所
 総務部 総務課
 TEL 0771-22-3131(代表)
 京都府亀岡市安町野々神8番地

目次

—— 条 例 ——

○特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正 (人事課)	9
○亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部改正 (人事課)	10
○職員の退職手当に関する条例の一部改正 (人事課)	15
○亀岡市税条例の一部改正 (税務課)	17
○亀岡市立義務教育学校設置条例 (教育総務課)	20
○学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 (教育総務課)	21
○亀岡市農業委員会の委員等に関する条例 (農林振興課)	23
○亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例 (都市計画課)	24
○亀岡市宅地開発等に関する条例 (都市計画課)	29
○亀岡市手数料徴収条例の一部改正 (都市計画課)	31
○亀岡市駅前送迎用スペース管理条例 (土木管理課)	34
○亀岡市上下水道部の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正 (総務・経営課)	35
○亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正 (人事課)	36

○職員の育児休業等に関する条例の一部改正 (人事課)	38
○議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正 (議会事務局)	39
○亀岡市議会基本条例の一部改正 (議会事務局)	40
○亀岡市議会委員会条例の一部改正 (議会事務局)	40

—— 規 則 ——

○亀岡市税条例施行規則の一部改正 (税務課)	42
○亀岡市臨時的任用職員取扱規則及び亀岡市非常勤職員取扱規則の一部改正 (人事課)	47
○亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部改正 (人事課)	48
○職員の育児休業等に関する規則の一部改正 (人事課)	52
○議会の議員及び非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正 (人事課)	52
○期末手当及び勤勉手当支給規則の一部改正 (人事課)	52
○亀岡市農業委員選定委員会規則 (農林振興課)	54
○亀岡市都市計画法施行細則 (都市計画課)	55
○亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例施行規則 (都市計画課)	72

○亀岡市下水道排水設備指定工事業者指
定の告示 124

市立病院欄

—— 規 程 ——

○亀岡市立病院職員の給与に関する規程
の一部改正 125

公布された条例のあらまし

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例要綱

1 国の給与改定措置に準じ、市長等及び教育長の期末手当の支給割合を年間0.10月分引き上げることとした。

ア 平成28年12月支給の期末手当の支給割合を次のとおりとすることとした。

支給月	改正前	改正後
12月	1.65月分	1.75月分

イ 平成29年度からの期末手当の支給割合を次のとおりとすることとした。

支給月	改正前	改正後
6月	1.50月分	1.55月分
12月	1.75月分	1.70月分
合計	3.25月分	3.25月分

2 この条例は、公布の日から施行し、平成28年12月1日から適用することとした。ただし、1のイの改正については、平成29年4月1日から施行することとした。

亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例要綱

1 国の給与改定措置に準じ、本市一般職員の給与に関し、本給、扶養手当及び勤勉手当の支給割合等について、次のとおり改正することとした。

(1) 本給の改正

世代間の給与配分の観点から、若年層に重点を置きながら給料表の給料月額を増額改定することとした（改定率 平均0.19%）。

(2) 扶養手当の改正

扶養手当額について、次のとおりとすることとした。

		現 行	平成29年度	平成30年度 以降
配偶者		13,000円	10,000円	6,500円
子		6,500円	8,000円	10,000円
配偶者及び子以外		6,500円	6,500円	6,500円
職員に配偶者が ない場合の1人 目の扶養親族	子	11,000円	10,000円	10,000円
	子以外	11,000円	9,000円	6,500円

(3) 期末、勤勉手当の支給割合の改正

ア 平成28年12月支給の勤勉手当の支給割合を0.1月分（再任用職員は、0.05月分）引き上げて、次のとおりとすることとした。

	現 行	改正案	増 減
(一般職員)	100分の80	100分の90	100分の10
(幹部職員)	100分の100	100分の110	100分の10
(再任用一般職員)	100分の37.5	100分の42.5	100分の5
(再任用幹部職員)	100分の47.5	100分の52.5	100分の5

イ 平成29年度の期末手当及び勤勉手当の支給割合を次のとおりとすることとした。

	6月期	12月期	計
期 末 手 当			
(一般職員)	100分の122.5	100分の137.5	100分の260
(幹部職員)	100分の102.5	100分の117.5	100分の220
(再任用一般職員)	100分の65	100分の80	100分の145
(再任用幹部職員)	100分の55	100分の70	100分の125
勤 勉 手 当			
(一般職員)	100分の85	100分の85	100分の170
(幹部職員)	100分の105	100分の105	100分の210
(再任用一般職員)	100分の40	100分の40	100分の80
(再任用幹部職員)	100分の50	100分の50	100分の100
合 計			
(一般職員)	100分の207.5	100分の222.5	100分の430
(幹部職員)	100分の207.5	100分の222.5	100分の430
(再任用一般職員)	100分の105	100分の120	100分の225
(再任用幹部職員)	100分の105	100分の120	100分の225

- 2 その他所要の規定整備を図ることとした。
- 3 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。
- 4 この条例は、公布の日から施行し、平成28年12月1日から適用することとした。ただし、1の(1)の改正については、平成28年4月1日から、1の(2)及び1の(3)のイの改正については、平成29年4月1日から施行することとした。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例要綱

- 1 雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定整備を図ることとした。
- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。
- 3 この条例は、平成29年1月1日から施行することとした。

亀岡市税条例の一部を改正する条例要綱

- 1 所得税法等の一部改正に伴い、次のとおり亀岡市税条例の一部を改正することとした。
 - (1) 特例適用利子等及び特例適用配当等について、他の所得と区分して100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する個人の市民税の所得割を課す特例を定めることとした。

- (2) その他所要の規定整備を図ることとした。
- 2 この条例は、平成29年1月1日から施行し、同日以後に支払を受けるべき特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税について適用することとした。

亀岡市立義務教育学校設置条例要綱

- 1 学校教育法等の一部を改正する法律における学校教育法の一部改正に伴い、学校教育制度の多様化及び弾力化を図るため、小中一貫教育の実施を目的とする義務教育学校の制度が創設されたことから、亀岡市立川東小学校及び亀岡市立高田中学校の設置に代えて、義務教育学校として亀岡市立亀岡川東学園を設置することとした。
- 2 この条例は、平成29年4月1日から施行することとした。

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例要綱

- 1 学校教育法等の一部を改正する法律の施行における学校教育法の一部改正に伴い、関係する条例について次のとおり改正することとした。
 - (1) 学校の種類として、小学校及び中学校に加え、新たに義務教育学校を追加することとした。
 - (2) その他所要の規定整備を図ることとした。

2 この条例は、平成29年4月1日から施行することとした。

亀岡市農業委員会の委員等に関する条例要綱

1 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律における農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、亀岡市農業委員会に関する必要な事項を次のとおり制定することとした。

- (1) 亀岡市農業委員会委員（以下「農業委員」という。）の選出方法を公選制から任命制に改めることとした。
- (2) 農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）を新たに設置することとした。
- (3) 農業委員及び推進委員の定数を定めることとした。
- (4) 農業委員の候補者の選定に関し、亀岡市農業委員会選定委員会を設置することとした。

2 この条例の施行に関し、所要の規定整備を図ることとした。

3 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、第2条、第3条及び附則第2項の規定は、平成29年7月20日から施行することとした。

亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例要綱

1 開発行為に関する許可事務が京都府から権限移譲されることに伴い、地域特性に応じたまちづくりを推進するため、開発許可等の基準について規定することとした。

2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。

3 この条例は、平成29年4月1日から施行することとした。

亀岡市宅地開発等に関する条例要綱

1 開発行為に関する許可事務が京都府から権限移譲されることに伴い、開発行為等に関する手続きや基準等について規定することとした。

2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。

3 この条例は、平成29年4月1日から施行することとした。

亀岡市手数料徴収条例の一部を改正する条例要綱

1 開発行為に関する許可事務が京都府から権限移譲されることに伴い、その手数料に係る所要の規定を追加することとした。

2 この条例は、平成29年4月1日から施行することとした。

亀岡市駅前送迎用スペース管理条例要綱

1 都市機能の維持及び安全で快適な生活環境の保全を図るため、市が設置する駅前送迎用スペースの管理に関する基準を定めることとした。

2 この条例は、平成29年4月1日から施行することとした。

亀岡市上下水道部の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例要綱

1 雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定整備を図ることとした。

2 臨時・緊急にやむを得ず行う平日深夜勤務に対して管理職員特別勤務手当を支給することとした。

3 その他所要の規定整備を図ることとした。

4 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1の改正については、平成29年1月1日から、3の改正については、平成29年4月1日から施行することとした。

亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例要綱

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、次のとおり改正することとした。

1 3回を上限として介護休暇を分割して取得可能とすることとした。

2 連続する3年の期間内において、介護のため1日につき2時間の範囲内で勤務しないことができることとした。

3 関係条例の改正及びその他所要の規定整備を図ることとした。

4 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。

5 この条例は、平成29年1月1日から施行することとした。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例要綱

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、次のとおり改正することとした。

1 非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和することとした。

- 2 育児休業の対象となる子の範囲に、特別養子縁組の監護期間中の子及び養子縁組里親に委託されている子等を新たに加えることとした。
- 3 その他所要の規定整備を図ることとした。
- 4 この条例は、平成29年1月1日から施行することとした。

条 例

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月23日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第35号

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和39年亀岡市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第2条 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の150」を「100分の155」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成28年12月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

（給与の内払）

- 2 この条例による改正前の特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の規定に基づいて、平成28年12月1日からこの条例の施

行の日の前日までの間に支払われた給与は、この条例による改正後の特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

「揭示済」

亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月23日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第36号

亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 亀岡市一般職員の給与に関する条例（昭和30年亀岡市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第1号中「100分の80」を「100分の90」に、「100分の100」を「100分の110」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の42.5」に、「100分の47.5」を「100分の52.5」に改める。

附則第8項中「100分の1.2」を「100分の1.35」に、「100分の1.5」を「100分の1.65」に、「100分の80」を「100分の90」に、「100分の100」を「100分の110」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第4条関係)

職員の区分	職務の級 号給	行政職給料表						
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
再任用職員以外の職員	1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800
	2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400
	3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900
	4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500
	5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500
	6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000
	7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300
	8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800
	9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300
	10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000
	11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600
	12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300
	13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700
	14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000
	15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200
	16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600
	17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400
	18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400
	19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300
	20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100
	21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000
	22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800
	23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600
	24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500
	25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300
	26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800
	27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300
	28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900
	29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500

30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800
31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100
32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300
33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500
34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800
35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100
36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300
37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500
38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300
39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100
40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900
41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500
42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200
43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900
44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600
45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400
46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200
47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600
48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300
49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800
50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200
51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600
52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000
53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400
54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900	441,800
55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200	442,200
56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500	442,500
57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800	442,800
58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100	443,200
59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400	443,500
60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700	443,800
61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000	444,100
62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300	444,500
63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600	444,800

98		295,300	343,300	382,300	393,500			
99		295,700	343,700	382,700	393,800			
100		296,100	344,000	383,100	394,000			
101		296,300	344,300	383,400	394,200			
102		296,600	344,700	383,900				
103		297,000	345,100	384,300				
104		297,300	345,500	384,700				
105		297,500	346,000	385,000				
106		297,800	346,400	385,500				
107		298,200	346,800	385,900				
108		298,500	347,200	386,300				
109		298,700	347,700	386,600				
110		299,100	348,100	387,100				
111		299,500	348,400	387,500				
112		299,800	348,700	387,900				
113		299,900	349,200	388,200				
114		300,200						
115		300,500						
116		300,900						
117		301,100						
118		301,300						
119		301,600						
120		301,900						
121		302,300						
122		302,500						
123		302,800						
124		303,100						
125		303,400						
	再任用 職	186,900	214,400	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000

64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900	445,100	
65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200	445,400	
66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500		
67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800		
68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100		
69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300		
70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600		
71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900		
72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200		
73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400		
74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700		
75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000		
76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200		
77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400		
78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700		
79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000		
80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200		
81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400		
82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700		
83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000		
84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200		
85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400		
86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500	409,700		
87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800	410,000		
88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000	410,200		
89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200	410,400		
90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500	410,700		
91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800	411,000		
92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000	411,200		
93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200	411,400		
94		294,000	341,800	380,700	392,500			
95		294,400	342,300	381,100	392,800			
96		294,800	342,700	381,500	393,000			
97		295,000	342,800	381,800	393,200			

第2条 亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「前項の扶養親族とは」を「扶養手当の支給については」に、「いう」を「扶養親族とする」に改め、同項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第10条第4項を次のように改める。

4 扶養手当の月額は、第2項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

第11条第1項中「いずれかに該当する」を「いずれかに掲げる」に改め、「（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」を削り、同項中「扶養親族としての」を「扶養親族たる」に改め、同項第2号中「前条第2項第2号又は第4号」を「扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号」に改め、同項第3号及び第4号を削り、同条第2項中「、扶養親族」を「、職員に扶養親族で同項の規定による届出に係るもの」に改め、「ない」の次に「場合においてその」を加え、「前項第1号」を「同項第1号」に、「生じた場合においては、」を「生じたときは」に改め、同条第3項中「これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている

職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった」を「次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた」に、「これらの」を「その」に、「扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号」を「第1号」に改め、「（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のいない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

第21条第2項第1号中「100分の90」を「100分の85」に、「100分の110」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「100分の40」に、「100分の52.5」を「100分の50」に改める。

附則第8項中「100分の1.35」を「100分の1.275」に、「100分の1.65」を「100分の1.575」に、

「100分の90」を「100分の85」に、
「100分の110」を「100分の
105」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成28年12月1日から適用する。ただし、第2条及び附則第4項の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（亀岡市一般職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第21条第2項及び附則第8項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の給与条例（次項において「第1条改正後給与条例」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。
(給与の内払)
- 3 第1条改正後給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条改正後給与条例の規定による給与の内払とみなす。
(平成30年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)
- 4 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の給与条例第10条第4項及び第11条の規定の適用については、同項中「第2項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「第2項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に該当する扶

養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者が不在の場合にあっては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円）」と、同条第1項中「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。）」と、
「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」とあるのは
「
(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）
(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）
(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）
」
と、同条第3項中「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、

「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

「掲示済」

職員の手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月23日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第37号

職員の手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の手当に関する条例（昭和30年亀岡市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第10条第5項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同項第2号中「第37条の4第3項前段」を「第37条の4第3項」に改め、同条第6項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第11項中「又は広域求職活動費」を「又は求職活動支援費」に改め、同項第6号を次のように改める。

(6) 求職活動に伴い雇用保険法第59条第1項各号のいずれかに該当する行為をする者
同条第2項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額

第10条第15項中「規定は、」の次に「第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第5項又は第6項の規定により退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。）及び」を加え、「これら」を「第7項又は第8項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 退職職員（退職した職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であって、退職職員が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）第2条の規定による改正前の雇用保険法第6条第1号に掲げる者に該当するものにつき、この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第10条第5項又は第6項の勤続期間を計算する場合における職員の退職手当に関する条例第7条の規定の適用については、同条第1項中「在職期間」とあるのは「在職期間（雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）の施行の日（以下この項及び次項において「雇用保険法改正法施行日」という。）前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日以後の職員としての引き続いた在職期間）」と、同条第2項中「月数」とあるのは「月数（雇用保険法改正法施行日前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日の属する月から退職した日の属する月までの月数（退職した日が雇用保険法改正法施行日前である場合にあつては、0）」とする。

3 新条例第10条第11項（第6号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員であつて求職活動に伴いこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同号に規定する行為（当該行為に関し、この条例による改正前の職員の退職手当に関する条例（以下この項及び第5項において「旧条例」という。）第10条第11項第6号に掲げる広域求職活動

費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。）をしたもの（施行日前1年以内に旧条例第10条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者であつて施行日以後に新条例第10条第5項から第8項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となつていないものを除く。）について適用し、退職職員であつて施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

4 新条例第10条第15項において準用する同条第11項（第4号に係る部分に限る。）の規定は、退職職員であつて施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職職員であつて施行日前に職業に就いたものに対する職員の退職手当に関する条例第10条第11項第4号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

5 施行日前に旧条例第10条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者（施行日以後に新条例第10条第5項から第8項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者を除く。）に対する職員の退職手当に関する条例第10条第11項第5号に掲げる移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市税条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

平成28年12月23日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第38号

亀岡市税条例の一部を改正する条
例

亀岡市税条例（昭和30年亀岡市条例第39号）の一部を次のように改正する。

附則第20条の2第1項中「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第2項第1号中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に改め、同項第2号中「、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」に、「附則第20条の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に改め、同項第3号中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）」に、「特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」を「特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」に改め、同項第4号中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に改め、同条第3項中「第32条及び」を「同条及び」に、「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第5項第1号中「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に改め、同項第2号中「、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」に、「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に改め、「、第34条の3第1項中「第32条第4項」とあるのは「附則第20条の2第4項」とを削り、同項第3号中「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）」に、「又は配当所得」を「若しくは配当所得」に改め、同項第4号中「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に改め、同条第6項中「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項前段」に改め、同条を附則第20条の3とし、附則第20条の次に次の1条を加える。

（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）
第20条の2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第32条及び第33条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項（外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この項において「特例適用利子等の額」という。）に対し、特例適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第

（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）

第20条の2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第32条及び第33条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項（外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この項において「特例適用利子等の額」という。）に対し、特例適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第

32条の3の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第32条の3の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。

(2) 第33条の4から第34条の2まで、第34条の3第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第33条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条第1項前段、第34条の2、第34条の3第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第7条第10項(同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第

12項(同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項(同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項(同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等(次項において「特例適用配当等」という。)については、第32条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第33条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項(外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この項において「特例適用配当等の額」という。)に対し、特例適用配当等の額(第5項第1号の規定により読み替えられた第32条の3の規定の適用がある場合には、

その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第35条の3第1項の規定による申告書(その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの)に限り、その時までに提出された第35条の4第1項に規定する確定申告書を含む。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第32条の3の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。

(2) 第33条の4から第34条の2まで、第34条の3第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第33条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条第1項前段、第34条の2、第34条の3第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第7条第14項(同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。)に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日(平成29年1月1日)から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の亀岡市税条例附則第20条の2の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例

適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る個人の市民税について適用する。

「揭示済」

亀岡市立義務教育学校設置条例をここに公布する。

平成28年12月23日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第39号

亀岡市立義務教育学校設置条例

(設置)

第1条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第38条及び第49条の規定に基づき、次のとおり義務教育学校を設置する。

名 称	位 置
亀岡市立亀岡川東学園	亀岡市馬路町溝ノ上14番地の4

(委任)

第2条 この条例に定めるもののほか、義務教育学校の管理運営に関し必要な事項は、亀岡市教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(亀岡市立小学校設置条例の一部改正)

2 亀岡市立小学校設置条例（昭和39年亀岡市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第29条」を「第38条」に改め、表第13の項を削り、第14の項を第13の項とし、第15の項から第18の項までを1項ずつ繰り上げる。

(亀岡市立中学校設置条例の一部改正)

3 亀岡市立中学校設置条例（昭和39年亀岡市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第40条」を「第49条」に改め、表第5の項を削り、第6の項を第5の項とし、第7の項を第6の項とし、第8の項を第7の項とする。

「揭示済」

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成28年12月23日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第40号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年亀岡市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項中「小学校」を「小学校(義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。)」に改める。

(亀岡市公益施設整備基金条例の一部改正)

第2条 亀岡市公益施設整備基金条例(昭和47年亀岡市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「小学校及び中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

第7条中「一に」を「いずれかに」に改める。

(亀岡市立学校施設使用条例の一部改正)

第3条 亀岡市立学校施設使用条例(平成16年亀岡市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第1条中「小学校及び中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

別表を次のように改める。

施設名 (区分)	使用料 (1時間あたり)	学校名
屋内運動場	①	円 100 小学校：西別院 曾我部 吉川 畑野 千代川 中学校：別院 義務教育学校：亀岡川東学園
	②	円 150 小学校：東別院 蕨田野 本梅 青野 大井 保津 城西 詳徳 南つつじヶ丘 中学校：育親
	③	円 200 小学校：亀岡 安詳 つつじヶ丘 中学校：東輝 詳徳
	④	円 250 中学校：南桑 大成
	⑤	円 400 中学校：亀岡
	格技場	円 150 中学校：亀岡
	小体育室、 ミーティング 室	円 50 小学校：亀岡 安詳 東別院 中学校：亀岡 大成 義務教育学校：亀岡川東学園
屋外運動場	無料	市立各小学校、中学校、義務教育学校
教育委員会が使用を認める施設	無料	市立各小学校、中学校、義務教育学校

(亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部改正)

第4条 亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例(平成21年亀岡市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第2条中「亀岡市立小学校設置条例(昭和39年亀岡市条例第10号)第1条に規定する小学校」を「亀岡市立小学校設置条例(昭和39年亀岡市条例第10号)第1条に規定する小学校及び亀岡市立義務教育学校設置条例(平成28年亀岡市条例第39号)第1条に規定する義務教育学校の前期課程」に改める。

第3条中「小学校」を「小学校(義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。)」に改める。

(亀岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第5条 亀岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年亀岡市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第5条中「小学校」を「小学校(義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。)」に改める。

(亀岡市野外活動施設条例の一部改正)

第6条 亀岡市野外活動施設条例(昭和57年亀岡市条例第25号)の一部を次のように改正する。

別表第2の備考中「小学校、中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

(亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第7条 亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年亀岡市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 小学校就学前子ども 法第6条第1項に規定する小学校(義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。)就学前子どもをいう。

(亀岡市暴力団排除条例の一部改正)

第8条 亀岡市暴力団排除条例(平成24年亀岡市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第14条中「小学校及び中学校をいう」を「小学校、中学校及び義務教育学校をいう。以下次項において同じ」に改める。

(亀岡市都市公園条例の一部改正)

第9条 亀岡市都市公園条例(昭和44年亀岡市条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表第3の3(3)の備考第3項の次に次の1項を加える。

4 この表において「中学生以下」とは、学齢に達しない者(4歳未満の者を除く。)又は学校教育法第1条に規定する小学校、中学校及び義務教育学校の児童又は生徒をいう。

別表第3の3(4)の表及び備考中「小学生・中学生」を「小学生・中学生・義務教育学校生」に、「小学校の児童又は中学校の生徒」を「小学校、中学校及び義務教育学校の児童又は生徒」に改める。

別表第3の3(5)の備考第1項中「小学校の児童若しくは中学校の生徒をいう」を「小学校、中学校及び義務教育学校の児童又は生徒

をいう」に改める。

(亀岡市立病院の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第10条 亀岡市立病院の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成15年亀岡市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「小学校」を「小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市農業委員会の委員等に関する条例をここに公布する。

平成28年12月23日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第41号

亀岡市農業委員会の委員等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号。以下「法」という。)第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、亀岡市農業委員会の委員(以下「農業委員」という。)等の定数を定めるとともに、亀岡市農業委員選定委員会(以下

「選定委員会」という。)の設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(農業委員の定数)

第2条 農業委員の定数は、19人とする。

(農地利用最適化推進委員の定数)

第3条 農地利用最適化推進委員の定数は、29人とする。

(選定委員会)

第4条 農業委員の選定に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査及び審議するため、選定委員会を置く。

(選定委員会の組織)

第5条 選定委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 選定委員会の委員(以下「選定委員」という。)は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

(選定委員の任期)

第6条 選定委員の任期は、1年以内において市長が定める期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 選定委員は、再任されることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、選定委員会の運営等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第3条及び次項の規定は、平成29年7月20日から施行する。

(亀岡市農業委員会に関する条例の廃止)

2 亀岡市農業委員会に関する条例(昭和35年亀岡市条例第16号)は、廃止する。

(亀岡市実費弁償条例の一部改正)

3 亀岡市実費弁償条例(平成21年亀岡市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「第29条第1項」を「第35条第1項」に改める。

「揭示済」

亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例をここに公布する。

平成28年12月23日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第42号

亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)及び都市計画法施行令(昭和44年政令第158号。以下「令」という。)の規定に基づき、開発許可等の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、使用する用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 集合住宅 共同住宅及び長屋住宅をいう。
- (2) 分譲住宅 自己の居住の用に供する目的以外の専用住宅及び兼用住宅又は集合住宅をいう。

(法第33条第3項に規定する条例で強化する技術的細目)

第3条 法第33条第3項に規定する条例で定める公園の技術的細目の制限については、事業者は、開発区域の面積が3,000平方メートル以上の分譲住宅又は集合住宅を目的とする開発行為を行う場合、当該開発区域に開発面積の3パーセント以上に相当する土地を確保し、別表に基づき公園を設置しなければならない。ただし、令第25条第6号ただし書に該当する場合はこの限りでない。

第4条 法第33条第3項に規定する条例で定める公益的施設の技術的細目の制限については、事業者は、分譲住宅又は集合住宅を目的とする開発行為を行う場合、市長が別に定める基準に基づき、集会所施設及びごみ集積施設を設置しなければならない。ただし、開発区域の周辺の状況により市長が設置の必要がないと判断した場合は、この限りでない。

(法第33条第4項に規定する敷地面積の最低限度に関する制限)

第5条 法第33条第4項に規定する条例で定める開発行為の区域内における敷地面積の最低限度に関する制限については、次の各号に定めるものとする。ただし、集会所施設の敷地については別に定める基準によるものとする。

(1) 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域における分譲住宅の敷地面積

150平方メートル

(2) その他の用途地域における分譲住宅の敷地面積

100平方メートル

(法第34条第11号に規定する条例で指定する土地の区域)

第6条 法第34条第11号に規定する条例で指定する土地の区域(以下「指定区域」という。)は、次の各号のいずれにも該当するもののうち市長が指定する土地の区域とする。

(1) 自然社会的諸条件から市街化区域と一体的な日常生活を構成しており、かつ、規則

で定める要件を満たす土地の区域であること。

(2) 道路が、環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上又は事業活動の効率上支障がないものとして規則で定める幅員で当該区域内に適当に配置され、かつ、当該区域外の規則で定める幅員の道路に接続している土地の区域であること。

(3) 排水施設が、当該区域内の下水を有効に排出するとともに、その排出によって当該区域及びその周辺の地域にいつ水等による被害が生じないような構造及び能力で適当に配置されている土地の区域であること。

(4) 給水施設が、当該区域について想定される需要に支障を来さないような構造及び能力で適当に配置されている土地の区域であること。

(5) 市街化区域の計画的な市街化に支障がない土地の区域であること。

(6) 令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域として規則で定めるものを含まない土地の区域であること。

2 市長は、指定区域の指定の案を策定したときは、規則で定めるところにより、その旨を公告し、当該指定区域の指定の案を当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供さなければならない。

3 前項の規定による公告があったときは、当該指定区域の住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された指定区域の指定の案について、市長に意見書を提出することができる。

4 市長は、指定区域を指定しようとするときは、あらかじめ、亀岡市都市計画審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かななければならない。

5 市長は、前項の規定により指定区域の指定の案について審議会の意見を聴こうとすると

きは、第3項の規定により提出された意見書の要旨を審議会に提出しなければならない。

6 市長は、指定区域を指定したときは、規則で定めるところにより、その旨及びその区域を告示しなければならない。

7 第2項から前項までの規定は、指定区域の変更又は廃止について準用する。

(法第34条第11号に規定する条例で定める予定建築物等の用途)

第7条 法第34条第11号に規定する条例で定める環境の保全上支障があると認められる予定建築物等の用途は、建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（ろ）項に掲げる建築物の用途以外の用途とする。ただし、隣接し、又は近接する市街化区域の用途との均衡を図る必要があると市長が認める場合においては、次の各号に掲げる用途のいずれかで市長が定めるものとする。

- (1) 建築基準法別表第2（い）項に掲げる建築物の用途以外の用途
- (2) 建築基準法別表第2（は）項に掲げる建築物の用途以外の用途
- (3) 建築基準法別表第2（に）項に掲げる建築物の用途
- (4) 建築基準法別表第2（ほ）項に掲げる建築物の用途

2 前条第2項から第7項までの規定は、前項ただし書の規定による用途の指定について準用する。

(法第34条第12号の条例で定める開発行為)

第8条 法第34条第12号に規定する条例で区域、目的又は予定建築物等の用途を限り定める開発行為は、令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域を含まない土地の区域における、次の各号に掲げる開発行為とする。

- (1) 市街化調整区域に関する都市計画が決定

される前から当該土地に継続して生活の本拠を有する世帯の世帯員が、通常の分化発展の過程で必要とする自己の居住の用に供する住宅（分家住宅）の建築を目的として行う開発行為で規則に定めるもの

(2) 土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条各号に規定する事業の施行により移転又は除却する建築物において、これに代わるべき建築物を建築する目的として行う開発行為で規則に定めるもの

(3) 独立して一体的な日常生活圏を構成していると認められる大規模な既存集落であつて当該都市計画区域における建築物の連たんの状況とほぼ同程度にある集落で、規則に定める基準のいずれにも該当するものうち市長が指定した区域内において行う開発行為

(4) 市街化調整区域に関する都市計画が決定され、又は当該都市計画が変更されてその区域が拡張された際、既に宅地であった土地で行う開発行為で、規則に定める基準のいずれにも該当するもので、宅地の安全を確保する上で必要と認められる範囲のもの

(5) 市街化調整区域に関する都市計画が決定され、又は当該都市計画が変更されてその区域が拡張された際、すでに概成した住宅団地として市長が指定した区域内における、原則100平方メートル以上の土地で行う自己の用に供する専用住宅又は第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅の建築を目的として行う開発行為で、宅地の安全を確保する上で必要と認められる範囲のもの

2 第6条第2項から第7項までの規定は、前項第3号及び第5号による区域指定について準用する。

(令第36条第1項第3号ハの条例で定める建築行為)

第9条 法第34条第12号に規定する条例で区域、目的又は予定建築物等の用途を限り定める建築物の新築、改築若しくは用途の変更は、令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域を含まない土地の区域における、次の各号に掲げる開発行為とする。

- (1) 市街化調整区域に関する都市計画が決定される前から当該土地に継続して生活の本拠を有する世帯の世帯員が、通常分化発展の過程で必要とする自己の居住の用に供する住宅（分家住宅）の新築、改築若しくは用途の変更を目的として行うもののうち規則に定めるもの
- (2) 土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条各号に規定する事業の施行により移転又は除却する建築物において、これに代わるべき建築物の新築、改築若しくは用途の変更を目的として行うもののうち規則に定めるもの
- (3) 独立して一体的な日常生活圏を構成していると認められる大規模な既存集落であって当該都市計画区域における建築物の連たんの状況とほぼ同程度にある集落で、規則に定める基準のいずれにも該当するもののうち市長が指定した区域内において行う建築物の新築、改築若しくは用途の変更で規則に定めるもの
- (4) 建築物の使用の主体又は用途に係る適格性を要件として法第29条第1項若しくは法第43条第1項の許可を受けて建築された建築物又は法第29条第1項第2号の規定により建築された建築物について、やむを得ない事情により当該適格性を解除するものとして行う用途の変更で規則に定めるもの
- (5) 市街化調整区域に関する都市計画が決定され、又は当該都市計画が変更されてその区域が拡張された際、既に宅地であった土

地に自己の用に供する専用住宅又は第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅等を建築する目的で行う建築物の新築、改築若しくは用途の変更で規則に定めるもの

- (6) 市街化調整区域に関する都市計画が決定され、又は当該都市計画が変更されてその区域が拡張された際、すでに概成した住宅団地として市長が指定した区域内における、原則100平方メートル以上の土地で行う自己の用に供する専用住宅又は第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅の新築、改築若しくは用途の変更（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第6条に係る区域の指定について、この条例の施行日前に、既に京都府知事が都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成16年京都府条例第24号）第2条により指定した次表の区域については、引き続き市長が指定するものとする。

区域の名称	土地の区域	面積（ヘクタール）
篠第1	亀岡市篠町	5.3
篠第2	亀岡市篠町	9.6
重利	亀岡市曾我部町	8.2
寺	亀岡市曾我部町	11.8

- 3 第8条第5号に係る区域の指定について、この条例の施行日前に、既に京都府知事が法第34条第14号及び第42条第1項ただし書並びに令第36条第1項第3号ホの規定による開発審査会付議基準17により指定した次表の区域については、引き続き市長が指定するものとする。

区域の名称	土地の区域	面積（ヘクタール）
かすみヶ丘	亀岡市大井町かすみヶ丘	0.3
君塚台	亀岡市下矢田町君塚他	3.7
岩田団地	亀岡市上矢田町岩田他	2.6
夫婦池団地	亀岡市曾我部町南条宮田筋他	3.1
下峠団地	亀岡市葎田野町佐伯下峠	0.4
グリーンハイツ	亀岡市葎田野町佐伯岩谷ノ内墓野	0.7
佐伯浦亦	亀岡市葎田野町佐伯浦亦	0.2
余部団地	亀岡市余部町岩ヶ谷他	0.9
口山団地（第一地区）	亀岡市曾我部町穴太口山	1.4
口山団地（第二地区）	亀岡市曾我部町穴太口山他	1.2
出雲台団地	亀岡市千歳町千歳垣内山他	0.8
西山団地	亀岡市篠町王子唐櫃越他	5.7
湯の花ローズタウン	亀岡市葎田野町芦ノ山杉森他	2.3

別表（第3条関係）

開発区域の面積 （ヘクタール）	公園規模・必要数 （面積合計が開発面積の3パーセント以上であること）
0.3～1.0未満	100平方メートル以上 1箇所以上
1.0～5.0未満	300平方メートル以上 1箇所以上
5.0～10.0未満	1,000平方メートル以上の公園 1箇所以上、その他各公園は300平方メートル以上
10.0～20.0未満	2,500平方メートル以上の公園 1箇所以上、その他各公園は300平方メートル以上
20.0～50.0未満	2,500平方メートル以上の公園及び1,000平方メートル以上の公園各1箇所以上、その他の各公園300平方メートル以上
50.0以上	開発区域の面積の1.5パーセント以上の面積の公園1箇所、2,500平方メートル以上の公園及び1,000平方メートル以上の公園各1箇所以上、その他の公園300平方メートル以上

「揭示済」

亀岡市宅地開発等に関する条例をここに公布する。

平成28年12月23日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第43号

亀岡市宅地開発等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、本市における開発行為及び建築行為（以下「開発行為等」という。）に関して一定の手続き及び基準を定め、総合計画（本市の総合的かつ計画的な行政運営を図るために策定した基本構想及びこれに基づく計画の総体をいう。）及び亀岡市都市計画マスタープランを実現し、市民の生活環境の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、使用する用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 開発行為 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に定める開発行為をいう。
- (2) 建築行為 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第13号に定める建築行為をいう。
- (3) 集合住宅 共同住宅及び長屋住宅をいう。
- (4) 公共施設等 道路、公園、緑地、下水道施設、広場、河川、運河、水路、上水道施設、排水施設、消防施設、ごみ置き場、集会所その他公共の用に供する施設及び駐車場をいう。
- (5) 事業者 開発行為等を実施しようとする者をいう。

(適用範囲)

第3条 この条例は、本市における次の各号に掲げる開発行為等に対し適用する。

- (1) 都市計画法第29条第1項及び第2項に係る開発許可申請を要する開発行為。ただし、自己用住宅のために行うものを除く。
- (2) 計画戸数2戸以上の集合住宅を目的とする建築行為
- (3) 都市計画区域外における500平方メートル以上1ヘクタール未満の開発行為。ただし、自己用住宅のために行うものを除く。

(協議、同意及び覚書の締結)

第4条 事業者は、前条第1号及び第2号に規定する開発行為等を計画するにあたり、第5条から第18条までに定める事項について、規則で定める手続に従い、市長と協議し、同意が得られた場合は、覚書を締結するものとする。

2 事業者は、前条第3号に規定する開発行為を計画するにあたり、第5条及び第6条第1項、第7条から第13条まで、第15条及び第16条並びに第18条に定める事項について、規則で定める手続に従い、市長と協議し、同意が得られた場合は、覚書を締結するものとする。

(法令の遵守並びに市の計画及び施策との調整)

第5条 事業者は、開発行為等の計画及び施工に当たっては、関連する各種法令の基準を遵守するとともに、市の各種計画及び施策に関する事項について、必要がある場合は関係部署と調整しなければならない。

(公共施設等の計画及び施工)

第6条 事業者は、開発行為等に必要な公共施設等の整備及び改修等について、市長が別に定める基準により、計画及び施工しなければならない。ただし、当該公共施設等について市長以外の管理者がある場合は、当該管理者

の定める基準によるものとする。また、法令の許可等に係る基準が別にある場合はその基準によるものとする。

- 2 事業者は、道路、公園その他の施設に関する都市計画が定められているときは、その都市計画に適合するよう計画しなければならない。

(公共施設等の経費負担)

第7条 事業者は、開発行為等の規模に応じて必要となる公共施設等の施工又は設置に要する事業費を負担しなければならない。ただし、市長が事業者において単独で施工又は設置を要しないと決定した公共施設等については、その経費の一部を負担させるものとする。

- 2 事業者が、公共施設等を共同で施工又は設置する場合の事業費は、前項に準ずるものとする。

(公共施設等の検査)

第8条 事業者は、公共施設等を施工又は設置した場合は、市長又は市長以外の管理者がある場合は、当該管理者の検査を受けなければならない。

- 2 事業者は、前項の規定に基づく検査の結果、不備の箇所がある場合は、自己の負担において整備しなければならない。

(公共施設等の帰属)

第9条 事業者が開発行為等により設置した公共施設等のうち、協議により、当該公共施設等の所有権を本市に引き継ぐこととなったものについては、当該所有権は、市に帰属するものとする。

- 2 事業者は、規則に基づき所有権の移転等必要な手続を行わなければならない。

(公共施設等の維持管理)

第10条 事業者が管理することとなる公共施設等がある場合は、その維持管理の方法等に関し、文書にて市に提出しなければならない。

(事業計画の周知)

第11条 事業者は、事業区域の見やすい場所に事業計画に係る標識を設置し、周辺住民等に対して事業計画を周知しなければならない。

(周辺住民の意見の尊重)

第12条 事業者は、事業計画及び工事施工について開発行為等を行う敷地の周辺住民等の意見を十分尊重するものとし、説明会等によりあらかじめ必要な調整を図り、その経過及び結果等を市に報告しなければならない。

(公害等の防止)

第13条 事業者は、開発行為等により発生するおそれのある騒音、振動、水質汚濁及び出水等(以下「公害等」という。)を未然に防止する措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、開発行為等に起因して公害等が生じ、又は生じるおそれがある場合は、事業を中止し、その原因の除去に努めなければならない。

3 事業者は、開発行為等に起因して生じた公害等による被害の補償について責任を負わなければならない。

(コミュニティ関係)

第14条 事業者は、住宅又は集合住宅を目的とした開発行為等を行う場合は、入居予定者に対し、自治会への加入促進に努めなければならない。

(開発完了地の管理)

第15条 開発行為完了後売却されていない宅地区画については、事業者の責任において管理し、草木の伐採及び清掃を行い、不法投棄の防止、害虫の発生防止その他の良好な住環境の維持保全を図るものとする。

(損害の補償)

第16条 事業者は、開発行為等により生じた損害について補償の責を負わなければならない。

(報告の聴取)

第17条 市長は、この条例の施行に必要な限

度において、事業者に対し事業計画及び工事状況等について必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入調査)

第18条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に開発区域及び建築敷地内に立ち入らせ、事業計画及び工事状況等を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(勧告)

第19条 市長は、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこの条例に基づき市長が定める基準に違反した事業者に対し、開発行為等に関する工事その他の行為を停止し、又は違反を是正するために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(公表)

第20条 市長は、事業者が前条の規定による勧告に従わない場合は、当該事業者に対し意見を述べる機会を与え、氏名、勧告の内容及び当該勧告に対する事業者の対応の内容等を公表することができる。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則において定める。

(その他)

第22条 この条例に定めのない事項については、事業者と市長が協議のうえ決定することとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に廃止前の亀岡市宅地開発等に関する指導要綱、亀岡市宅地開発等に関する指導要綱技術基準に基づき協議中のもので市長が認めたものについては、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月23日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第44号

亀岡市手数料徴収条例の一部を改正する条例

亀岡市手数料徴収条例（平成12年亀岡市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第34号を第44号とし、第33号の次に次の10号を加える。

(34) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項又は第2項の規定に基づく開発行為のうち、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の許可申請に対する審査手数料

ア 開発区域の面積の合計が0.1ヘクタール未満の場合 1件につき

8,600円

イ 開発区域の面積の合計が0.1ヘク

<p>タール以上0.3ヘクタール未満の場合 1件につき 22,000円</p> <p>ウ 開発区域の面積の合計が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合 1件につき 43,000円</p> <p>エ 開発区域の面積の合計が0.6ヘクタール以上1.0ヘクタール未満の場合 1件につき 86,000円</p> <p>オ 開発区域の面積の合計が1.0ヘクタール以上3.0ヘクタール未満の場合 1件につき 130,000円</p> <p>カ 開発区域の面積の合計が3.0ヘクタール以上6.0ヘクタール未満の場合 1件につき 170,000円</p> <p>キ 開発区域の面積の合計が6.0ヘクタール以上10.0ヘクタール未満の場合 1件につき 220,000円</p> <p>ク 開発区域の面積の合計が10.0ヘクタール以上の場合 1件につき 300,000円</p> <p>(35) 都市計画法第29条第1項又は第2項の規定に基づく開発行為のうち、主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の許可申請に対する審査手数料</p> <p>ア 開発区域の面積の合計が0.1ヘクタール未満の場合 1件につき 13,000円</p> <p>イ 開発区域の面積の合計が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の場合 1件につき 30,000円</p> <p>ウ 開発区域の面積の合計が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合 1件につき 65,000円</p> <p>エ 開発区域の面積の合計が0.6ヘクタール以上1.0ヘクタール未満の場合 1件につき 120,000円</p>	<p>オ 開発区域の面積の合計が1.0ヘクタール以上3.0ヘクタール未満の場合 1件につき 200,000円</p> <p>カ 開発区域の面積の合計が3.0ヘクタール以上6.0ヘクタール未満の場合 1件につき 270,000円</p> <p>キ 開発区域の面積の合計が6.0ヘクタール以上10.0ヘクタール未満の場合 1件につき 340,000円</p> <p>ク 開発区域の面積の合計が10.0ヘクタール以上の場合 1件につき 480,000円</p> <p>(36) 都市計画法第29条第1項又は第2項の規定に基づく開発行為のうち、その他(34)及び(35)以外のもの)の場合</p> <p>ア 開発区域の面積の合計が0.1ヘクタール未満の場合 1件につき 86,000円</p> <p>イ 開発区域の面積の合計が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の場合 1件につき 130,000円</p> <p>ウ 開発区域の面積の合計が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合 1件につき 190,000円</p> <p>エ 開発区域の面積の合計が0.6ヘクタール以上1.0ヘクタール未満の場合 1件につき 260,000円</p> <p>オ 開発区域の面積の合計が1.0ヘクタール以上3.0ヘクタール未満の場合 1件につき 390,000円</p> <p>カ 開発区域の面積の合計が3.0ヘクタール以上6.0ヘクタール未満の場合 1件につき 510,000円</p> <p>キ 開発区域の面積の合計が6.0ヘクタール以上10.0ヘクタール未満の場合 1件につき 660,000円</p> <p>ク 開発区域の面積の合計が10.0ヘクタール以上の場合 1件につき</p>
--	--

870,000円

(37) 都市計画法第35条の2の規定に基づく開発行為の変更許可の申請に対する審査手数料（1件につき次に掲げるアからウまでの額を合算した額）。ただし、その額が870,000円を超えるときは、870,000円とする。

ア 開発行為に関する設計の変更（イのみに該当する場合を除く。）については、開発区域の面積（イに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあつては縮小後の開発区域の面積）に応じ前項に規定する額に10分の1を乗じて得た額

イ 新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ前項の区分に従い、それぞれに定める額

ウ その他の変更 1件につき

10,000円

(38) 都市計画法第41条第2項ただし書（同法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査手数料 1件につき

46,000円

(39) 都市計画法第42条第1項ただし書の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査手数料 1件につき 26,000円

(40) 都市計画法第43条第1項の規定に基づく建築物等の許可の申請に対する審査手数料

ア 開発区域の面積の合計が0.1ヘクタール未満の場合 1件につき

6,900円

イ 開発区域の面積の合計が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の場合

1件につき 18,000円

ウ 開発区域の面積の合計が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合

1件につき 39,000円

エ 開発区域の面積の合計が0.6ヘクタール以上1.0ヘクタール未満の場合

1件につき 69,000円

オ 開発区域の面積の合計が1.0ヘクタール以上の場合 1件につき

97,000円

(41) 都市計画法第45条の規定に基づく開発許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査手数料

ア 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の場合で開発区域の面積の合計が1.0ヘクタール未満の場合 1件につき

1,700円

イ 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の場合で開発区域の面積が1.0ヘクタール以上の場合 1件につき 2,700円

ウ その他の場合 1件につき

17,000円

(42) 都市計画法第47条第5項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付手数料 1枚につき 470円

(43) 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第60条の規定に基づく証明手数料 1枚につき 400円

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市駅前送迎用スペース管理条例をここに公布する。

平成28年12月23日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第45号

亀岡市駅前送迎用スペース管理条例

(趣旨)

第1条 この条例は、本市が設置する駅前送迎用スペース（以下「送迎用スペース」という。）の管理に関し、必要な事項を定めることにより良好な利用環境を確保し、もって都市機能の維持及び安全で快適な生活環境の保全に資することを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 送迎用スペースの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
J R馬堀駅前送迎用スペース	亀岡市篠町馬堀駅前1丁目地内
J R亀岡駅前送迎用スペース	亀岡市追分町谷筋地内
J R千代川駅前送迎用スペース	亀岡市千代川町今津1丁目地内

(禁止行為)

第3条 送迎用スペースを利用する者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 規則で定める時間を超えて駐車すること。
- (2) 送迎用スペース、送迎用スペースに附随する施設及び他の車両を損傷し、又は汚損すること。
- (3) 他の車両の駐停車を妨げること。
- (4) その他送迎用スペースの管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(必要な施策の実施)

第4条 本市は、送迎用スペースの管理に必要な施策を実施するとともに、前条に掲げる禁止行為の防止に関して、市民、事業者及び観光旅行者その他の滞在者（以下「市民等」という。）の意識の啓発に努めなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは送迎用スペースの利用を制限することができる。

- (1) 利用者が前条に掲げる行為を行ったとき。
 - (2) 市長が送迎用スペースの補修その他の理由により管理上支障があると認めるとき。
- (監督処分)

第5条 市長は、この条例の規定に違反した利用者に対し、当該違反行為の中止、送迎用スペース外への退去、原状回復又は車両の移動を命じることができる。

2 市長は、この条例の規定に違反した車両の所有者に対し、原状回復又は車両の移動を命じることができる。

(損害賠償)

第6条 送迎用スペース又は送迎用スペースに附随する施設を損傷し、又は汚損した者は、これを原状回復し、又は賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(過料)

第7条 第5条の規定による市長の命令に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

(免責)

第8条 送迎用スペース内において、天災、火災、盗難及び衝突等により利用者及び第三者が受けた損害に対しては、市はその責めを負わない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市上下水道部の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月23日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第46号

亀岡市上下水道部の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

亀岡市上下水道部の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年亀岡市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「前項の扶養親族とは」を「扶養手当の支給については」に、「いう」を「扶養親族とする」に改め、同項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第12条の2を次のように改める。

(管理職員特別勤務手当)

第12条の2 第4条に規定する職にある職員（次項において「管理職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。）又は休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時

までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第15条第6項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公営企業の事業を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第8項中「広域求職活動費」を「求職活動支援費」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第15条の改正規定は平成29年1月1日から、第5条の改正規定は平成29年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月23日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第47号

亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年亀岡市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項中「達するまでの子」の次

に「（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として条例で定める者を含む。以下この条において同じ。）」を加え、同条第4項中「第1項及び前項」を「前3項」に、「第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子」の次に「（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として条例で定める者を含む。以下この条において同じ。）」を加え、同項中「除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは」を「除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは」に改め、「深夜に」の前に「第1項中」を加え、「前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、

規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」を「第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」に改める。

第11条中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

第15条第1項中「職員が」の次に「要介護者（を、「支障があるもの」の次に「をいう。以下同じ。）」を、「介護をするため、」の次に「任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において」を加え、同条第2項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する6月の期間」を「指定期間」に改める。

第15条の次に次の1条を加える。

（介護時間）

第15条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間については、給与条例第14条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第22条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額する。

第16条（見出しを含む。）中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 改正前の亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において当該介護休暇の初日（以下この条において単に「初日」という。）から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る改正後の亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条第1項に規定する指定期間については、任命権者は、規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

第3条 平成29年1月1日から同年3月31日までの間は、第8条の2第1項中「第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童」とあるのは、「第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者」とする。

（亀岡市上下水道部の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第4条 亀岡市上下水道部の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年亀岡市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「又は介護休暇」を「、介護休暇又は介護時間」に改める。

（亀岡市立病院の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第5条 亀岡市立病院の企業職員の給与の種類

及び基準に関する条例（平成15年亀岡市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「又は介護休暇」を「、介護休暇」に改め、「休暇をいう。）」の次に「又は介護時間（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、連続する期間内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）」を加える。

「揭示済」

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月23日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第48号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年亀岡市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア(イ)を次のように改める。

(イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6箇月に達する日（第2条の3第3号において「1歳6箇月到達日」という。）までに、その任期

（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

第2条第3号イ中「次条第3号」を「第2条の3第3号」に、「養育する子の1歳到達日」を「養育する子が1歳に達する日（以下この号及び同条において「1歳到達日」という。）」に改める。

第2条の3を第2条の4とし、第2条の2第3号中「当該子が1歳6箇月に達する日」を「当該子の1歳6箇月到達日」に改め、同条を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める者）
第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第2項に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親であつて養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第3条第7号を第8号とし、同条第6号中「第2条の2第3号」を「第2条の3第3号」に改め、同号を第7号とし、第2号から第5号

までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第11条第1号を次のように改める。

- (1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第11条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 育児短時間勤務をしている職員が、第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第20条第2項中「を承認されている」を「又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない」に改め、「当該育児時間」の次に「又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間」を加え、

同条第3項中「当該非常勤職員が育児時間を承認されている」を「当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない」に、「当該育児時間を承認されている」を「当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない」に改める。

附 則

この条例は、平成29年1月1日から施行する。

「揭示済」

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月23日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第49号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年亀岡市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の165」を

「100分の175」に改める。

第2条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の150」を「100分の155」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成28年12月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

(期末手当の内払)

2 この条例による改正前の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて、平成28年12月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に支払われた期末手当は、この条例による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定による期末手当の内払とみなす。

「揭示済」

亀岡市議会基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月23日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第50号

亀岡市議会基本条例の一部を改正する条例

亀岡市議会基本条例（平成22年亀岡市条例第18号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5条」を「第5条の2」に改める。
第5条の次に次の1条を加える。

(政策研究会)

第5条の2 議員は、特定の市政の課題について会派を超えて共同して調査研究を行うため、政策研究会を結成することができる。

2 政策研究会は、政策立案又は政策提言の具現化を図り、活動の成果を議会活動に反映するよう努めるものとする。

第10条の2の見出し中「閉会中の」を削り、同条中「議員は、閉会中に、市の一般事務について、議長の許可を得て」を「議会は、市長等に対して、」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月23日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第51号

亀岡市議会委員会条例の一部を改正する条例

亀岡市議会委員会条例（昭和48年亀岡市条

例第43号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「常任委員会の名称」の前に「常任委員の所属、」を加え、同条中「環境厚生常任委員会 7人」を「環境厚生常任委員会 8人」に改め、同条を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。ただし、議長は、常任委員とならないものとする。

第3条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 任期満了による常任委員の改選は、任期満了の前日30日以内に行うことができる。

第4条に次のただし書を加える。

ただし、任期満了による改選が任期満了の前日に行われたときは、その改選による委員の任期は、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。

第7条第4項中「第3条第2項」を「第3条第3項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、改正前の亀岡市議会委員会条例(以下「改正前の条例」という。)の規定に基づく環境厚生常任委員会の委員長、副委員長及び委員に選任されている者は、それぞれ改正後の亀岡市議会委員会条例(以下「改正後の条例」という。)の規定に基づく環境厚生常任委員会の委員長、副委員長及び委員として引き続き在任するものとし、その任期は、改正前の条例の規定に基づく常任委員会の委員長、副委員長及び委員の

残任期間とする。

3 この条例の施行の際、改正前の条例の規定に基づく環境厚生常任委員会において継続審査及び調査中の事件は、改正後の条例の規定に基づく環境厚生常任委員会に付議された継続事件とみなす。

「揭示済」

規則

亀岡市税条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成28年12月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第32号

亀岡市税条例施行規則の一部を改
正する規則

亀岡市税条例施行規則（昭和60年亀岡市規
則第17号）の一部を次のように改正する。

別記第9号様式、別記第9号の2様式、別記
第35号様式及び別記第35号の2様式を次の
ように改める。

第9号様式（第4条関係）

亀岡市 市区町村コード 262064	個人（市民税） 府民税 領収証書㊟
--------------------------	-------------------------

口座番号 01080-7-960054	加入者名 亀岡市会計管理者
年 月分	指定番号
納 入 金 額	給 与 分 (一括徴収分を含む) 億 千 百 十 万 千 百 十 円
	退職所得分
	延滞金
	督促手数料
	合 計 額
納 期 限	年 月 日
(特別徴収義務者) 住所又は〒 所在地 氏名又は 名 称	

上記のとおり領収しました。

領収日付印	納入者保管
-------	-------

亀岡市 市区町村コード 262064	個人（市民税） 府民税 納 入 書㊟
--------------------------	--------------------------

口座番号 01080-7-960054	加入者名 亀岡市会計管理者
年 月分	指定番号
納 入 金 額	給 与 分 (一括徴収分を含む) 億 千 百 十 万 千 百 十 円
	退職所得分
	延滞金
	督促手数料
	合 計 額
納 期 限	年 月 日
(特別徴収義務者) 住所又は〒 所在地 氏名又は 名 称	

上記のとおり納入します。

※ 日付	領収日付印	(金融機関又は郵便局保管)
------	-------	---------------

※印は郵便官署において使用する欄です。

亀岡市 市区町村コード 262064	個人（市民税） 府民税 納入済通知書㊟
--------------------------	---------------------------

口座番号 01080-7-960054	加入者名 亀岡市会計管理者
年 月分	指定番号
納 入 金 額	給 与 分 (一括徴収分を含む) 億 千 百 十 万 千 百 十 円
	退職所得分
	延滞金
	督促手数料
	合 計 額
納 期 限	年 月 日
(特別徴収義務者) 住所又は〒 所在地 氏名又は 名 称	

上記のとおり通知します。
(取りまとめ店)
受付店→京都銀行亀岡支店
→亀岡市

取りまとめ局	領収日付印	(亀岡市保管)
--------	-------	---------

(亀岡市保管)

市 民 税 納 入 申 告 書	
(宛先) 亀岡市長	(受 付 印)
年 月 日提出	
年 月分	人員 人
退職手当等 支払金額	億 千 百 十 万 千 百 十 円
特別 徴収 税額	市民税
	府民税
特別 徴収 義務者	住所又は地 〒
	氏名又は 称
	法人番号又は 個人番号
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。	

第9号の2様式(第4条関係)

京都市府民税 領収証書 ㊟ 京都市府民税 特別徴収			京都市府民税 納入書 ㊟ 京都市府民税 特別徴収			京都市府民税 納入済通知書 ㊟ 京都市府民税 特別徴収		
市区町村コード	口座番号	加入者名	市区町村コード	口座番号	加入者名	市区町村コード	口座番号	加入者名
262064	01080-7-960054	亀岡市会計管理者	262064	01080-7-960054	亀岡市会計管理者	262064	01080-7-960054	亀岡市会計管理者
月別	指定番号	納入金額(1) 円	月別	指定番号	納入金額(1) 円	月別	指定番号	納入金額(1) 円
年 月分			年 月分			年 月分		
納入すべき金額が右の納入金額1の欄の金額と異なる場合のみ、納入金額1の欄を横線で抹消し、納入金額2の欄に記入してください。			納入すべき金額が右の納入金額1の欄の金額と異なる場合のみ、納入金額1の欄を横線で抹消し、納入金額2の欄に記入してください。			262064 納入すべき金額が右の納入金額1の欄の金額と異なる場合のみ、納入金額1の欄を横線で抹消し、納入金額2の欄に記入してください。		
給与分(一括徴収分を含む)	退職所得分	延滞金	給与分(一括徴収分を含む)	退職所得分	延滞金	給与分(一括徴収分を含む)	退職所得分	延滞金
額	額	額	額	額	額	額	額	額
納期限	督促手数料	合計額	納期限	督促手数料	合計額	納期限	督促手数料	合計額
年月日	額	円	年月日	額	円	年月日	額	円
(特別徴収義務者) 住所又は所在地氏名又は名称			(特別徴収義務者) 住所又は所在地氏名又は名称			(特別徴収義務者) 住所又は所在地氏名又は名称		
額収日付印			額収日付印			額収日付印		
上記のとおり領収しました。(納入者保管)			上記のとおり納入します。(金融機関又は郵便局保管)			上記のとおり通知します。(受付店-京都銀行亀岡支店-亀岡市)(亀岡市保管)		

納入済通知書の納入金額欄にY記号は記入しないでください。

市民税 納入申告書	
(宛先) 亀岡市長	
年 月 日 提出	
年 月分	人員
退職手当等支払金額	十 億 千 百 十 万 千 百 十 円
特別徴収額	市民税
	府民税
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に関する所得割の納入について申告します。	
住所又は所在地	(受付印)
氏名又は名称	印
法人番号又は個人番号	

①「納入済通知書」は、直接機械に読み取らせませんので、汚したり折り曲げたりしないでください。裏面の「納入申告書」についても同様の取扱いをお願いします。

②納入金額2の欄等に記入される場合は、下記の標準字体にならって枠からはみ出さないよう大きめのアラビア数字で明瞭に記入してください。

標準字体 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

退職手当等に関する分離課税の所得税の納入申告については、左の「納入申告書」に所定の事項を必ず記入してください。

納入場所
亀岡市役所
亀岡市指定金融機関
亀岡市指定代理金融機関
亀岡市取納代理金融機関
なお郵便局をご利用の際は別添の指定通知書を提出のうえ納入してください。

第35号様式(第19条関係)

年度 市民税申告書(年 月 日) (表)
(宛先) 亀岡市長

Form for tax reporting, including sections for residence information, income, and deductions. Includes fields for name, address, and various tax-related data points.

(裏)

Form for reporting assets and income, including sections for real estate, mutual assets, and other income. Includes fields for asset type, value, and location.

第35号の2様式（第19条関係）

年度分 市民税 申告書（分離課税等用）
府民税

フリガナ	生年月日
氏名	・

2 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項

区分	所得の生ずる場所	必要経費	差引金額 (収入金額-必要経費)	特別控除額
		円	円	円
		特例適用 条 文		

3 株式等の譲渡等・先物取引に係る所得に関する事項

所得の種類	種 目			必要経費
	事業	譲渡	雑	
				円
	事業	譲渡	雑	
	事業	譲渡	雑	
	事業	譲渡	雑	
		特例適用条文		

4 上場株式等の配当所得に関する事項

所得の生ずる場所	支払確定年月	収入金額	必要経費
	・	円	円
	・		
	・		

6 特定支出控除の適用がある場合の給与所得に関する事項

A 給与収入金額	B 特定支出の金額の 合計額	所得金額 (A-B) (ただし赤字の場合は0)
円	円	円

7 山林所得・退職所得に関する事項

山 林	A 収入金額		B 必要経費		C 特別控除額	D 青色申告特別控除額	057 所得金額 (A-B-C-D)
		円	円	円	円	円	円
退 職	A 収入金額	勤続年数	普通 障害	の別	B 退職所得控除額	C 差引 (A-B)	所得金額 (C×1/2)
	円	年 (年 月 間)	<input type="checkbox"/> 普 通 <input type="checkbox"/> 障 害		円	円	円

1 収入金額	短期譲渡	一般用	サ	円
		軽減分	シ	
5 所得金額	長期譲渡	一般の譲渡	ス	
		優良住宅地等 に係る譲渡	セ	
	居住用財産の 譲渡	ソ		
	の株式 譲渡等	未公開分	タ	
	上場分	チ		
	上場株式等の配当	ツ		
	先物取引	テ		
5 所得金額	短期譲渡	一般用	052	円
		軽減分	053	
	長期譲渡	一般の譲渡	054	
		優良住宅地等 に係る譲渡	056	
		居住用財産等 の譲渡	063	
	の株式 譲渡等	未公開分	050	
上場分	077			
上場株式等の配当	061			
	先物取引	076		

この申告書（分離課税等用）は、市民税・府民税申告書と一緒に提出してください。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別記第35号様式及び別記第35号の2様式については、平成29年度の市民税及び府民税の課税分から適用する。

「揭示済」

亀岡市臨時的任用職員取扱規則及び亀岡市非常勤職員取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月23日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第33号

亀岡市臨時的任用職員取扱規則及び亀岡市非常勤職員取扱規則の一部を改正する規則

(亀岡市臨時的任用職員取扱規則の一部改正)

第1条 亀岡市臨時的任用職員取扱規則(平成8年亀岡市規則第8号)の一部を次のように改正する。

第22条第1項第3号中「達しない子」の次に「(一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成6年法律第33号)第6条第4項第1号において子に含まれるものとされる者を含む。第6号を除き、以下同じ。)」を、「期間」の次に「(男子の臨時的任用職員にあつては、その子の当該臨時的任用職員以外の親(当該子について民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第1項に規定する里親であつて、養子縁組によって養親となることを希望している者若しくは同条第2項に規定する養育里親である者(同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同

項の規定により、養子縁組によって養親となることを希望している者として委託することができない者に限る。))を含む。))が当該臨時的任用職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇(これに相当する休暇を含む。))を承認され、又は労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)」を加える。

(亀岡市非常勤職員取扱規則の一部改正)

第2条 亀岡市非常勤職員取扱規則(平成8年亀岡市規則第9号)の一部を次のように改正する。

第19条第1項第3号中「達しない子」の次に「(一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成6年法律第33号)第6条第4項第1号において子に含まれるものとされる者を含む。第6号を除き、以下同じ。))」を、「期間」の次に「(男子の非常勤職員にあつては、その子の当該非常勤職員以外の親(当該子について民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第1項に規定する里親であつて、養子縁組によって養親となることを希望している者若しくは同条第2項に規定する養育里親である者(同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組によって養親となることを希望している者として委託することができない者に限る。))を含む。))が当該非常勤職員

がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）」を加える。

附 則

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月23日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第34号

亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成21年亀岡市規則第7号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「であって職員と同居しているもの」を「（第2号に掲げる者にあつては、

職員と同居しているものに限る。）」に改め、同条第3項及び第4項を次のように改める。

3 条例第15条第1項の規則で定める職員の申出は、同項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）の指定を希望する期間の初日及び末日を任命権者に申し出て行わなければならない。

4 任命権者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があつた場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間（第7項において「申出の期間」という。）の指定期間を指定するものとする。

第20条に次の4項を加える。

5 職員は、第3項の申出に基づき前項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を任命権者に申し出なければならない。

6 任命権者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があつた場合には、第4項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

7 第4項又は前項の規定にかかわらず、任命権者は、それぞれ、申出の期間又は第3項の申出に基づき第4項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第5項の規定による指定期間の延長の指定の申出があつた場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり第23条ただし書の規定により介護休暇を承認できない

ことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

8 指定期間の通算は、暦に従って計算し、1月に満たない期間は、30日をもって1月とする。

第20条の次に次の2条を加える。

第20条の2 介護休暇の単位は、1日又は1時間とする。

2 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

（介護時間）

第20条の3 介護時間の単位は、30分とする。

2 介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（条例第14条第1項の規定による育児時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該育児時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

第23条の見出し中「介護休暇」の次に「及び介護時間」を加え、同条中「介護休暇」の次に「又は介護時間」を、「第15条第1項」の次に「又は第15条の2第1項」を加える。

第24条第2項中「又は介護休暇」を「介護休暇又は介護時間」に改める。

第25条の見出し中「介護休暇」の次に「及

び介護時間」を加え、同条第1項中「介護休暇」の次に「又は介護時間」を、「介護休暇申請書」の次に「又は介護時間申請書」を加え、同条第2項中「前項の」の次に「介護休暇の承認を受けようとする」を加え、「条例第15条第2項に規定する介護を必要とする一の継続する状態」を「1回の指定期間」に改め、「期間」の次に「（当該指定期間が2週間未満である場合その他の市長が定める場合には、市長が定める期間）」を加える。

別表第2中

「

<p>8 育児時間</p>	<p>生後満1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合</p>	<p>1日2回それぞれ30分以内の期間（男性職員にあっては、その子の当該職員以外の親が当該職員がこの項の休暇を使用しようとする日におけるこの項の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）</p>
---------------	--	--

」

を

「

<p>8 育児時間</p>	<p>生後満1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合</p>	<p>1日2回それぞれ30分以内の期間（男性職員にあっては、その子の当該職員以外の親（当該子について民法（昭和29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第1項に規定する里親であって、養子縁組によって養親となることを希望している者若しくは同条第2項に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組によって養親となることを希望している者として委託することができない者に限る。）を含む。）が当該職員がこの項の休暇を使用しようとする日におけるこの項の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）</p>
---------------	--	--

」

に、

「

<p>12 短期介護休暇</p>	<p>条例第15条第1項で規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）の介護その他の世話（通院等の付き添い、介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行等）を行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>1の年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）以内の期間</p>
------------------	--	---

」

を

「

<p>12 短期介護休暇</p>	<p>条例第15条第1項で規定する要介護者（以下この項において「要介護者」という。）の介護その他の市長が定める世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>1の年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）以内の期間</p>
------------------	--	---

」

に改める。

附 則

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

「揭示済」

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月23日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第35号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成4年亀岡市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の3（見出しを含む。）中「条例第2条の2第3号イ」を「条例第2条の3第3号イ」に改める。

附 則

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

「揭示済」

議会の議員及び非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月23日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第36号

議会の議員及び非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員及び非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年亀岡市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の5第5号中「職員と同居している」を削り、「次に掲げる者」の次に「（イに掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成29年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の議会の議員及び非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第2条の5第5号の規定は、平成29年1月1日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、同日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。

「揭示済」

期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月23日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第37号

期末手当及び勤勉手当支給規則の
一部を改正する規則

第1条 期末手当及び勤勉手当支給規則（昭和52年亀岡市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第5号中「平成21年亀岡市規則第7号」の次に「。以下「休暇規則」という。」を加え、同項第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号中「1日の勤務時間の一部について」を削り、「日が90日」を「期間が30日」に、「期間」を「全期間」に改め、同号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 休暇規則第23条の規定による介護時間の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

第8条第1項中「100分の160」を「100分の170」に、「100分の200」を「100分の210」に改め、同条第2項第1号中「100分の32」を「100分の36」に、「100分の40」を「100分の44」に改め、同項第2号中「100分の48」を「100分の54」に、「100分の60」を「100分の66」に改め、同項第3号中「100分の56」を「100分の63」に、「100分の70」を「100分の77」に改め、同項第4号中「100分の64」を「100分の72」に、「100分の80」を「100分の88」に改め、同項第5号中「100分の72」を「100分の81」に、「100分の90」を「100分の99」に改める。

第8条の2第1項中「100分の75」を「100分の80」に、「100分の95」

を「100分の100」に改め、同条第2項第1号中「100分の15」を「100分の17」に、「100分の19」を「100分の21」に改め、同項第2号中「100分の22.5」を「100分の25.5」に、「100分の28.5」を「100分の31.5」に改め、同項第3号中「100分の26.25」を「100分の29.75」に、「100分の33.25」を「100分の36.75」に改め、同項第4号中「100分の30」を「100分の34」に、「100分の38」を「100分の42」に改め、同項第5号中「100分の33.75」を「100分の38.25」に、「100分の42.75」を「100分の47.25」に改める。

第2条 期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を次のように改正する。

第8条第2項第1号中「100分の36」を「100分の34」に、「100分の44」を「100分の42」に改め、同項第2号中「100分の54」を「100分の51」に、「100分の66」を「100分の63」に改め、同項第3号中「100分の63」を「100分の59.5」に、「100分の77」を「100分の73.5」に改め、同項第4号中「100分の72」を「100分の68」に、「100分の88」を「100分の84」に改め、同項第5号中「100分の81」を「100分の76.5」に、「100分の99」を「100分の94.5」に改める。

第8条の2第2項第1号中「100分の17」を「100分の16」に、「100分の21」を「100分の20」に改め、同項第2号中「100分の25.5」を「100分の24」に、「100分の31.5」を「100分の30」に改め、同項第3号中

「100分の29.75」を「100分の28」に、「100分の36.75」を「100分の35」に改め、同項第4号中「100分の34」を「100分の32」に、「100分の42」を「100分の40」に改め、同項第5号中「100分の38.25」を「100分の36」に、「100分の47.25」を「100分の45」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成28年12月1日から適用する。ただし、第1条中第6条第2項の改正規定は、平成29年1月1日から、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市農業委員選定委員会規則をここに公布する。

平成28年12月23日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第38号

亀岡市農業委員選定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、亀岡市農業委員会の委員等に関する条例（平成28年亀岡市条例第41号）第4条の規定に基づき設置された亀岡市農業委員選定委員会（以下「選定委員

会」という。）の組織及び運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 選定委員会は、市長の諮問に応じて、亀岡市農業委員会委員の候補者（以下「候補者」という。）の選定に関する事項について調査及び審議する。

(委員長)

第3条 選定委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 選定委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長及びその職務を代理する者が存在しないときの選定委員会は、市長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 選定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 選定委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第5条 選定委員会の庶務は、産業観光部農林振興課において行う。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市都市計画法施行細則をここに公布する。

平成28年12月23日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第39号

亀岡市都市計画法施行細則

(開発行為許可申請書の添付図書)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項又は第2項の規定による許可を受けようとする者は、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下「施行規則」という。）第16条第1項に規定する開発行為許可申請書に、法第30条第2項に定める添付図書のほか、次に掲げる図書を添付して市長に提出しなければならない。ただし、第4号から第8号までに掲げる図書については、自己の居住の用に供するとき、自己の業務の用に供する場合で開発区域の面積が1ヘクタール未満のとき又は市長が必要でないと認めたときは、この限りでない。

- (1) 工事計画概要書（別記第1号様式）
- (2) 開発区域内の土地又はその土地に存する工作物の登記事項証明書及び登記所に備えてある図面の写し
- (3) 法人にあっては印鑑証明書、個人にあっては印鑑登録証明書
- (4) 工事を施行する資金が確保されていることを証する書類
- (5) 法人にあっては、登記事項証明書
- (6) 許可申請をしようとする日の属する年の直前2年の各年度における法人にあっては法人税の、個人にあっては所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

- (7) 営業沿革調書（別記第2号様式）
- (8) 工事施行者の工事経歴書（別記第3号様式）、建設業の許可を受けていることを証する書類及び登記事項証明書
- (9) 設計説明書（別記第4号様式）
- (10) 施行に係る権利者の同意書（別記第5号様式）
- (11) 設計者の資格証明書（別記第6号様式）
- (12) その他市長が必要と認める図書

(市街化調整区域内の既存の権利者の届出)

第2条 法第34条第13号の規定による届出をしようとする者は、市街化調整区域内の既存の権利者の届出書（別記第7号様式）を市長に提出しなければならない。

(開発行為の協議)

第3条 法第34条の2第1項の規定による協議をしようとする者は、開発行為協議書（別記第8号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の協議書には、法第30条第2項及び第1条に規定する図書のうち市長が必要と認めるものを添付しなければならない。

(開発行為の変更の許可等)

第4条 法第35条の2第1項の規定による変更の許可を受けようとする者は、開発行為変更許可申請書（別記第9号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、施行規則第28条の3に規定する図書のほか、第1条に規定する図書のうち開発行為の変更に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。

3 法第35条の2第3項の規定による軽微な変更の届出をしようとする者は、開発行為変更届出書（別記第10号様式）を市長に提出しなければならない。

4 法第35条の2第4項において準用する法第34条の2第1項の規定により、変更の協議をしようとする者は、開発行為変更協議書

(別記第11号様式)を市長に提出しなければならない。

5 前項の協議書には、前条第2項に規定する図書のうち開発行為の変更に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。

(建築制限等の解除の承認申請)

第5条 法第37条第1号の規定による承認を受けようとする者は、建築制限等解除承認申請書(別記第12号様式)を市長に提出しなければならない。

(建築面積の割合等の特例許可申請)

第6条 法第41条第2項ただし書の許可を受けようとする者は、建築面積の割合等の特例許可申請書(別記第13号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 付近見取図
- (2) 配置図
- (3) 各階平面図
- (4) 立面図(2面以上)
- (5) その他市長が必要と認める図書

(予定建築物等以外の建築等許可申請)

第7条 法第42条第1項ただし書の許可を受けようとする者は、予定建築物等以外の建築等許可申請書(別記第14号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 付近見取図
- (2) 用途別現況図
- (3) その他市長が必要と認める図書

(地位承継の届出)

第8条 法第44条の規定により地位を承継した者は、速やかに地位承継届出書(別記第15号様式)に承継の事由を証する図書を添付して、市長に届け出なければならない。

(地位承継の承認申請)

第9条 法第45条の規定による市長の承認を受けようとする者は、地位承継承認申請書(別記第16号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 承継の原因を証する図書
- (2) 第1条第2号から第7号までに掲げる図書
- (3) その他市長が必要と認める図書

(市街地開発事業等予定区域内等における建築等の許可申請)

第10条 法第52条の2第1項(同法第57条の3第1項において準用する場合を含む。)の許可を受けようとする者は、市街地開発事業等予定区域内等建築等許可申請書(別記第17号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 建築物等の位置を表す図面(縮尺1万分の1以上のもの)
- (2) 建築等を行おうとする土地の区域、建築物等の配置及び当該土地付近の状況を示す図書
- (3) 建築物の建築又は工作物の建設を行う場合にあっては、主要部分の断面図及び立面図(2面以上)、土地の形質の変更を行う場合にあっては、主要部分の断面図
- (4) その他市長が必要と認める図書
(事業予定地の指定等の申出)

第11条 法第55条第2項の規定により、事業予定地の指定の申出をしようとする者は、事業予定地指定申出書(別記第18号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 土地の位置を表す図面(縮尺1万分の1

以上のもの)

(2) 土地の区域及び字界を表す実測平面図
(縮尺500分の1以上のもの)

(3) 事業計画の概要を記載した図書

(4) その他市長が必要と認める図書

第12条 法第55条第2項の規定により、土地の買取りの申出及び法第57条第2項本文の規定による届出の相手方として指定されるべきことの申出をしようとする者は、土地買取り等の相手方となることの申出書(別記第19号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 土地の買取りの申出又は先買いに要する資金計画書(別記第20号様式)

(2) その他市長が必要と認める図書
(土地の買取りの申出)

第13条 法第55条第4項の規定により、土地の買取りの申出の相手方として公告された者が不在の場合において、法第56条第1項の規定により土地の買取りの申出をしようとする者は、土地買取申出書(別記第21号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 土地の位置を表す図面(縮尺1万分の1以上のもの)

(2) 土地の区域を表す実測平面図(縮尺500分の1以上のもの)

(3) 当該土地を所有することを証する登記事項証明書

(4) その他市長が必要と認める図書
(工事着手の届出)

第14条 法第29条第1項若しくは第2項の規定による許可を受けた者又は法第34条の2第1項の規定による協議が成立した者は、当該許可又は当該協議に係る工事に着手しよ

うとするときは、工事着手届出書(別記第22号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による届出書を提出した者又は工事施行者は、前項の届出に係る現場監理者に関する事項を変更したときは、現場監理者変更届出書(別記第23号様式)を市長に提出しなければならない。

(開発行為に関する工事標識の掲示)

第15条 法第29条第1項若しくは第2項の規定による許可を受けた者又は法第34条の2第1項の規定による協議が成立した者は、当該許可又は当該協議に係る工事に着手した日から法第36条第3項の規定による工事完了公告のある日までの間、当該工事現場の見やすい場所に標識(別記第24号様式)を掲示しなければならない。

(開発行為又は建築に関する証明書等の交付)

第16条 施行規則第60条に規定する書面の交付を受けようとする者は、市長に証明願(別記第25号様式)を提出しなければならない。

(提出部数等)

第17条 法、施行規則及びこの規則の規定に基づき市長に提出する書類は、正本1部及び副本1部とする。

(身分証明書の様式)

第18条 法第27条第1項若しくは第2項又は第82条第2項の規定により、市長又はその命じた者若しくは委任した者が携帯しなければならない身分証明書の様式は、別記第26号様式とする。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

第2号様式 (第1条関係) 営業沿革調書

創業後 の 沿革	創業	年 月 日
	法合に基づく登録等の番号 及び年月日 (建設業法、 宅地建物取引業法その他)	年 月 日
主要取引 金融機関名		
資本金		

備考 「創業後の沿革」は、組織の変更、合併、分割、営業の休止、営業の再開、商号若しくは名称の変更又は資本金額の変更を記載してください。

別記第1号様式 (第1条関係) 工事計画概要書

		住所 設計者 氏名		⑩	
1 切土又は盛土を する土地の面積	平方メートル	切土の面積	平方メートル	平方メートル	平方メートル
	盛土の面積	盛土の面積	平方メートル	平方メートル	平方メートル
2 切土又は盛土の 土量	立方メートル	搬入土量	立方メートル	立方メートル	立方メートル
	立方メートル	搬出土量	立方メートル	立方メートル	立方メートル
3 擁 壁	構造	高さ	延長	延長	延長
	種別	内のり寸法	延長	延長	延長
4 排水施設	管径	管径	延長	延長	延長
	材料	材料	延長	延長	延長
5 道 路	幅員	幅員	延長	延長	延長
	延長	延長	延長	延長	延長
6 公園、広場、緑地	ア ()	イ ()	ウ ()	エ ()	エ ()
	ア 貯水庫 () 容量 メートル メートル	イ 排水路 () 管径 1分間給水量 メートル	ウ 池、沼、川 () 常時貯水量 1分間給水量 メートル	エ 可 可 可	エ 可 可 可
7 消防用に供する 貯水施設	容量	容量	延長	延長	延長
	延長	延長	延長	延長	延長
8 かけ面の保護の 方法	延長	延長	延長	延長	延長
	延長	延長	延長	延長	延長
9 工事の危害防止 のための措置	延長	延長	延長	延長	延長
	延長	延長	延長	延長	延長
10 その他の措置	延長	延長	延長	延長	延長
	延長	延長	延長	延長	延長
11 工程の概要	延長	延長	延長	延長	延長
	延長	延長	延長	延長	延長

備考 1 4の排水施設「種類」は、側溝、水路、河川等の別に記載してください。
2 6の () 内は、公園、広場、緑地等の別を記載してください。

第3号様式(第1条関係)

工事経歴書

住所
工事施行者 氏名

工事名	注文者	元請又は下請の別	工事金額	着工年月 完成又は完成 予定年月

備考 この表は、許可申請をしようとする日の属する事業年度の直前の事業年度について記載してください。

第4号様式(第1条関係)

設計説明書

住所
設計者 氏名

1 敷地地域の所在地	事業の目的	事業主氏名
1 設計方針	事業の目的	
2 地区内での土地の状況	基本計画 工事中の災害防止計画 土地の状況 地区内での土地の状況	
3 地区内での土地の状況		
4 公共施設整備計画		
5 地区整備計画		
6 地区整備計画		

備考 1 「基本計画」は、基本計画の設定に関し特に留意した事項又は設計上考慮した周辺との関係事項について、記載してください。

2 「工事中の災害防止計画」は、工事施工中の災害防止計画、方法等について記載してください。

3 「土地の状況」は、敷地が所在する地区の区分、用途地域又は用途地域指定区域を記載してください。

4 「土地利用計画」の「その他」は、別記の地目には該当しない国有林、保安林、河川水碓、保安林、道路等の面積の合計を記載してください。

5 「公共施設整備計画」は、山形、がけのり面等で用途が未定である土地の面積の合計を記載してください。

6 「地区整備計画」は、施工地域内においてこの事業により公共の用に供する空地の面積の合計を記載してください。

7 「地区整備計画」は、街区の基本計画は、街区の基本計画設定に関し、特に留意した事項及び街区の基本として計画した長辺、短辺の長さ及び面積を記載してください。

8 「その他必要な事項」は、該当するものを○で囲み、1～5で説明の不足しているもの、その他特記すべき事項を記載してください。

9 施行地域を2以上の工区に分けるときは、各工区ごとに2～5を記載してください。

第6号様式(第1条関係)

設計図書を作成した者の資格調書

年 月 日作成

1	氏名						⑥
2	現住所						
3	勤務先						
4	最終学校	(学部、学科名) 卒業 年 月 中退					
5	資格免許	登録第 号 年 月 日					
6	実務経歴	勤務先名	所在地	職務内容	在職期間		
					年 月 ~ 年 月	年数	
					年 月 ~ 年 月		
					年 月 ~ 年 月		
					年 月 ~ 年 月		
7	設計経歴	事業主名	工事施行者名	場 所	面 積		
					へクタール		
					合計		

備考 1 技術士登録証の写し、一級建築士免許証の写し、学校卒業証明書又は国土交通大臣の認定したことを証する書類のうち、いづれかを添付してください。
 2 6の「実務経歴」は、毛地開発に関する技術についての経歴を記入し、雇業者等の実務経歴証明書を添付してください。
 3 7の「設計経歴」は、20ヘクタール以上の開発行為に関する工事を設計する場合のみ記載してください。この場合も事業主等の証明書を添付してください。
 4 6欄、7欄は記入欄が不足するときは、同様式で添付して割印してください。

第5号様式(第1条関係)

開発行為に関する施行同意書

の計画に係る開発行為に関する工事の施行については、

異議なく同意します。

1 土地関係

所在地(地番)	地目	地積	現況	権利の種類	同意年月日	権利者の住所氏名	同意印

2 工作物関係

所在地(地番)	工作物の種類	構造、数量、面積	権利の種類	同意年月日	権利者の住所氏名	同意印

備考 1 1の「現況」は、登記簿上の記載地目にかかわらず現在土地がどのように使用されているかについて記載してください。
 2 「権利の種類」は、所有権、永小作権、地上権、賃借権、質権、抵当権、先取特権等の権利の別を記載してください。
 3 2の「工作物の種類」は、建築物、貯水槽等の別を記載してください。
 4 2の「構造」は、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の別を記載してください。
 5 この同意書に併せて、同意者が法人の場合は、代表者がこの同意書に基づき同意に係る代表権を有することを証する書類及び印鑑証明書、個人の場合にあつては、印鑑登録証明書を添付してください。

第10号様式 (第4条関係)

開発行為変更届出書

都市計画法第35条の2第3項の規定により届け出ます。

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

住所 氏名 届出者 氏名 氏名

施行規則第28条の4 (第1号、第2号、第3号)

変更に係る事項	変更後
	変更前

変更の理由

開発許可・協議成立の日付及び番号

年 月 日 第 号

開発区域に含まれる地域の名称

※受付欄

※備考欄

備考 1 「変更に係る事項」については、()内の該当する号を○印で囲み、「変更前」及び「変更後」の内容を対照させて記載してください。

2 変更する内容に応じ、次に定める図書を添付してください。

(1) 施行規則第28条の4第1号に該当する場合
土地利用計画図

(2) 施行規則第28条の4第2号ただし書に該当する場合
ア 工事施行者が個人のと
イ 氏名の変更にあつては戸籍の抄本又は謄本、住所の変更にあつては住民票の写し

3 工事施行者が法人のとき、登記事項証明書

4 ※印の欄は、記載しないください。不要な文字は採消してください。

第9号様式 (第4条関係)

開発行為変更許可申請書

都市計画法第35条の2第1項の規定により、開発行為の変更の許可を申請します。

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

住所 申請者 氏名

1 開発区域に含まれる地域の名称	
2 開発区域の面積	平方メートル
3 予定建築物等の用途	
4 工事施行者の住所氏名	
5 工事着手予定年月日	年 月 日
6 工事完了予定年月日	年 月 日
7 自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のもの別	
8 法第34条の該当号及び該当する理由	
9 その他必要な事項	

10 開発許可番号及び年月日

第 号 年 月 日

11 変更の理由

第 号 年 月 日

※ 受付番号及び年月日

第 号 年 月 日

※ 変更の許可に付した条件

第 号 年 月 日

※ 変更の許可の許可番号及び年月日

第 号 年 月 日

備考 1 「法第34条の該当号及び該当する理由」は、申請に係る開発行為の変更が市街化調整区域内において行われる場合に記載してください。

2 「その他必要な事項」は、開発行為の変更を行うことについて、農地法その他の法令に基づく許可、認可等を要する場合にその手続の状況を記載してください。

3 「開発行為の変更の概要」(「その他必要な事項」を除く。)は、変更前の内容上に段に朱書きし、変更後の内容と対照させて記載してください。

4 ※印の欄は、記載しないください。

第11号様式 (第4条関係)

開発行為変更協議書

都市計画法第35条の2第4項において準用する同法第34条の2第1項の規定により、開発行為の変更を協議します。

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

所在地

協議者 名称及び代表者の氏名

1	開発区域に含まれる地域の名称	
2	開発区域の面積	平方メートル
3	予定建築物等の用途	
4	工事施行者の所在地、名称及び代表者の氏名	
5	工事着手予定年月日	
6	工事完了予定年月日	
7	自己の業務の用に供するもの又はその他のもの別	
8	法第34条の該当号及び該当する理由	
9	その他の必要な事項	
開発行為の変更の概要		
協議成立番号及び年月日	第 号	年 月 日
変更の理由		
※ 受付番号及び年月日	第 号	年 月 日
※ 変更の協議成立に付した条件		
※ 変更の協議成立番号及び年月日	第 号	年 月 日

備考 1 「法第34条の該当号及び該当する理由」は、協議に係る開発行為の変更が市街化調整区域内において行われる場合に記載してください。
 2 「その他の必要な事項」は、開発行為の変更を行うことについて、農地法その他の法令に基づく許可、認可等を要する場合にその手続の状況を記載してください。
 3 「開発行為の変更の概要」(「その他の必要な事項」を除く。)は、変更前の内容を上段に朱書きし、変更後の内容と対照させてください。
 4 ※印の欄は、記載しないでください。

第12号様式 (第5条関係)

建築制限等解除承認申請書

都市計画法第37条第1項の規定により、建築制限等の解除の承認を申請します。

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

申請者 住所 氏名

開発(変更)許可番号及び年月日	
開発区域に含まれる地域の名称	
開発面積	
工事完了予定年月日	
解除申請の理由	
公共施設等の工事の状況	
建築物等の用途、構造及び規模	
※受付欄	※備考

備考 ※印の欄は、記載しないでください。

第14号様式 (第7条関係)

予定建築物等以外の建築等許可申請書

都市計画法第42条第1項ただし書の規定により、予定建築物等以外の建築物等の許可を申請します。

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

住所
申請者 氏名 ㊟

開発(変更)許可番号及び年月日	第 号	年 月 日
完了公告の番号及び年月日	第 号	年 月 日
建築物等の敷地の所在地		
開発(変更)許可を受けた予定建築物等の用途	許可を受けようとする建築物等の用途	
申請の理由		
※受付欄	※許可欄	
※備考		

備考 1 棟ごとに申請してください。
2 ※印の欄は、記載しないでください。

第13号様式 (第6条関係)

建築面積の割合等の特例許可申請書

都市計画法第41条第2項ただし書の規定により、建築面積の割合等の特例許可を申請します。

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

住所
申請者 氏名 ㊟

開発(変更)許可番号及び年月日	年 月 日
建築物の敷地の所在地	
建築物の用途	
開発(変更)許可に付された制限の内容	
許可を受けようとする内容	
申請の理由	
※受付欄	※備考

備考 ※印の欄は、記載しないでください。

第15号様式 (第8条関係)

地位承継届出書 (一般承継)

(宛先) 亀岡市長		年 月 日	
住所 届出者 氏名		Ⓜ	
被承継人の氏名			
承継年月日	年	月	日
開発(変更)許可番号 及び年月日	第 号	年	月 日
建築許可番号及び年月日	第 号	年	月 日
承継の原因			
※受付欄	※備考		

備考 ※印の欄は、記載しないでください。

第16号様式 (第9条関係)

地位承継承認申請書 (特定承継)

都市計画法第45条の規定により、地位承継の承認を申請します。

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

住所
申請者
氏名

Ⓜ

被承継人の氏名			
承継年月日	年	月	日
開発(変更)許可番号 及び年月日	第 号	年	月 日
承継の原因			
※受付欄	※承認欄		
※備考			

備考 ※印の欄は、記載しないでください。

第17号様式 (第10条関係)

市街地開発事業等予定区域等建築等許可申請書

都市計画法第52条の2第1項の規定により、許可を受けたいので申請します。 年 月 日 (宛先) 亀岡市長 住所 申請者 氏名	
市街地開発事業等 予定区域等の 種類、名称及び 施行予定者の名称	㊸
建築等の行為地の 所在地等	
建築等の行為の 内容	
土地の形質の変更 及び建築物等の 構造の概要	
敷地面積、建築 面積及び延べ面積	
行為の着工予定及 び完了予定年月日	
建築等の行為地に 係る権利の内容	
※受付欄	※備考

備考 1 「建築等の行為の内容」は、土地の形質の変更、新築、増築、改築、移転等の別を記載してください。
 2 「土地の形質の変更及び建築物等の構造の概要」は、建築物等にあつては階数及び木造、鉄骨コンクリートブロック造等の別等を記載してください。
 3 「建築等の行為地に係る権利の内容」は、所有地、賃借権、地上権等の別を記載してください。
 権利の内容が所有権以外の権利のときは、その権利の取得年月日、権利の期限、権利に係る契約の相手方等参考と記載してください。
 4 ※印の欄は、記載しないでください。

第18号様式 (第11条関係)

事業予定地指定申請書

都市計画法第55条第2項の規定により、都市計画施設の区域を事業予定地に指定されるよう申し上げます。 年 月 日 (宛先) 亀岡市長	
都市計画施設の 種類及び名称	住所 申出者 氏名 ㊸
事業予定地の所在地等	亀岡市 町 地目 地積 ()
事業の施行計画	
指定を必要とする理由	
備考	

備考 1 「事業予定地の所在地等」は、指定を申し出るすべての土地について抽番ごとに記載し、「地目」及び「地積」については抽番ごとに登記簿上の記載地目及び地積を、()内はそれぞれ実測地積を記載してください。
 2 備考の欄は、記載しないでください。

第19号様式 (第12条関係)

土地買取り等の相手方となることの申出書

都市計画法第5条第2項の規定により、都市計画施設(市街地開発事業)に係る土地の買取りの申立の相手方及び土地の有償譲渡に関する届出の相手方として指定されるよう申し出ます。 年 月 日 (宛先) 亀岡市長 住所 申出者 氏名		④
都市計画施設(市街地開発事業)の種類及び名称	(住所)	
土地の買取りの相手方及び土地の有償譲渡に関する届出の相手方	(氏名)	
備考	備考の欄は、記載しないでください。	

第20号様式 (第12条関係)

資金計画書

(単位：千円)

科目	年度	年度	年度	年度	計
事業費					
用地費					
〇〇〇					
〇〇〇					
事務費					
借入金利息					
借入償還金					
〇〇〇					
計					
自己資金					
借入金					
〇〇〇					
〇〇〇					
補助負担金					
〇〇〇					
〇〇〇〇					
計					

備考 「収入」は、その調達先を明らかにした書類を添付してください。

第21号様式 (第13条関係)

土地買取申出書

都市計画法第56条第1項の規定により、土地を買い取られるよう申し出ます。

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

住所 申出者 氏名 ⑤

亀岡市 町	地目 () ()	地積 () ()
申出の土地の所在地等		
土地の利用に著しく支障を来すこととなる理由		
買取希望価格	単価 × 面積数量	= 価格
備考		

備考 1 「申出の土地の所在地等」は、申出をする土地の地番ごとに記載してください。
 「地目」は、登記簿上の記載地目を、()内は登記簿上の記載地目にかかわらず現在土地がどのような用途に使用されているかについて記載してください。
 「地積」は、登記簿上の記載地積を、()内は実測地積を記載してください。
 2 申出の土地の筆数が2以上あり、それぞれ土地についての買取希望価格の単価に相違がある場合は、その詳細を別紙に記載してください。
 3 備考の欄は、記載しないでください。

第22号様式 (第14条関係)

開発行為に関する工事着手届出書

亀岡市都市計画法施行細則第14条第1項の規定により届け出ます。

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

住所 届出者 氏名 ⑤

1 開発許可・協議成立の日付及び番号	年 月 日 第 号
2 開発区域に含まれる地域の名称	
3 工事着手年月日	年 月 日
4 工事設計者の住所及び氏名	
5 工事施工者の住所及び氏名	
6 現場監理者	住所及び氏名
	連絡場所 (電話番号)
※受付欄	※備考

備考 1 工事工程計画表を添付してください。
 2 ※印の欄は、記載しないでください。
 3 不要な文字は、抹消してください。

第24号様式 (第15条関係)

開発行為に関する工事 許可・協議成立年月日 許可・協議成立番号		年 月 日 年 月 日 第 号
工事の名称		
開発区域の所在地		
開発区域の面積	平方メートル	
工事期間	年 月 日から	年 月 日まで
事業主住所氏名		
設計者住所氏名		
工事施行者住所氏名		
現場監理者住所氏名		

備考 1 材質は風雨に十分耐えるものを使用し、大きさは横90センチメートル以上、縦80センチメートル以上、脚の長さは10センチメートル以上としてください。
 2 開発行為の変更の許可を受けたとき又は軽微な変更の届出を受理されたときは、速やかに変更された内容を掲示してください。
 3 不要な文字は、抹消してください。

第23号様式 (第14条関係)

現場監理者変更届出書

亀岡市都市計画法施行細則第14条第2項の規定により届け出ます。

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

住所及び氏名	新	住所 届出者 氏名	Ⓜ
	旧		
連絡場所	新	(電話)	
	旧	(電話)	
開発許可・協議成立の日付及び番号	年 月 日	第 号	
開発区域に含まれる地域の名称			
※受付欄	※備考		

備考 1 ※印の欄は、記載しないでください。
 2 不要な文字は、抹消してください。

第26号様式 (第18条関係)

その1 (法第25条第1項又は第26条第1項の規定による立入り用)

身分証明書 所属 職名 氏名	第 号 (表面)
上記の者は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第25条第1項又は第26条第1項の規定により、測量、調査、障害物の伐除、試験等を行うため、他人の占有する土地に立ち入ることができる者であることを証明する。 有効期限 年 月 日 年 月 日 亀岡市長	国
注意事項 (裏面)	
1 立入りに当たっては、常に本書を携帯しなければならない。 2 関係人の請求があったときは、本書を提示しなければならない。 3 本書を犯罪捜査のために使用してはならない。	

第25号様式 (第16条関係)

証明願

建築基準法 第6条の2第1項 法施行規則第60条の規定により、下記の土地が都市計画法第29条第1項の規定に適合していることを証明願います。 年 月 日 (宛先) 亀岡市長	第6条第1項 の規定による確認済証の交付を受けるため、都市計画法 申請者 住所 氏名 記
開発許可を受けた者の住所 氏名	年 月 日
開発区域に含まれる 地域の名称	年 月 日
開発許可番号	年 月 日
工事検査済証番号	年 月 日
工事完了公告番号	年 月 日
予定建築物の用途	年 月 日
開発区域の面積・区画数 及び願い出の土地の区画 番号	(開発区域) (願い出の土地の区画番号) 平方メートル 区画 号
都市計画法第41条第1項 の制限の内容	
その他必要な事項	

第 号
 上記願い出のとおり相違ないことを証明します。
 年 月 日

亀岡市長 国

その2 (法第82条第1項の規定による立入検査用)

(表面)

身分証明書	第 号
所属 職名 氏名	
<p>上記の者は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第82条第1項の規定により、土地若しくは土地にある物件又は土地において行われている工事の状況を検査するため、他人の土地に立ち入ることができる者であることを証明する。</p>	
年 月 日	
有効期限	年 月 日
亀岡市長	印

(裏面)

注 意 事 項
<ol style="list-style-type: none"> 1 立入りに当たっては、常に本書を携帯しなければならない。 2 関係人の請求があったときは、本書を提示しなければならない。 3 本書を犯罪捜査のために使用してはならない。

「揭示済」

亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例施行規則をここに公布する。

平成28年12月23日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第40号

亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成28年亀岡市条例第42号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定区域の要件)

第2条 条例第6条第1項第1号の規則で定める要件は、次に掲げるものとする。

- (1) 指定する区域の全部又は一部に市街化区域から300メートル以内に存する土地を含むものであること。
- (2) 敷地間隔が50メートル以内にある50以上の建築物が連たんしている土地の区域（連たんする建築物に市街化区域に存する建築物を含む場合においては、当該連たんしている建築物のうち25以上が市街化調整区域に存するものに限る。）であること。

(指定区域に係る道路の要件)

第3条 条例第6条第1項第2号の規則で定める道路の幅員は、次に掲げるものとする。

- (1) 指定区域内の道路の幅員は、6メートル以上とする。
- (2) 指定区域内の道路が接続する指定区域外の道路の幅員は、6.5メートル以上とする。

(指定区域から除外する土地の区域)

第4条 条例第6条第1項第6号、第8条及び第9条に規定する指定区域から除外する土地の区域は、次に掲げる土地の区域とする。

- (1) 砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された砂防指定地
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第1項の規定により指定された災害危険区域
- (3) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の規定により指定された地すべり防止区域
- (4) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域
- (5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域
- (6) 農地法（昭和27年法律第229号）第5条第2項第1号ロに規定する良好な営農条件を備えている農地として政令で定めるものの区域
- (7) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域
- (8) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条又は第25条の2の規定により指定された保安林の区域並びに同法第41条の規定により指定された保安施設地区
- (9) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定により指定され、及び同法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物並びに京都府文化財保護条例（昭和56年京都府条例第27号）第43条第1項の規定により指定された京都府指定史跡名勝記念物が

存する土地の区域並びに同条例第53条第1項の規定により決定された文化財環境保全地区

(10) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第5条第1項の規定により指定された国立公園及び同条第2項の規定により指定された国立公園の区域並びに京都府立自然公園条例（昭和38年京都府条例第25号）第4条第1項の規定により指定された京都府立自然公園の区域

(11) 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和42年法律第103号）第5条第1項の規定により指定された近郊緑地保全区域

(12) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第7号に規定する風致地区

(13) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により指定された特別保護地区

(14) 京都府環境を守り育てる条例（平成7年京都府条例第33号）第73条第1項の規定により指定された京都府自然環境保全地域及び同条例第81条第1項の規定により指定された京都府歴史的な自然環境保全地域

(15) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生のおそれのある土地の区域、農地用として保存すべき土地の区域又は優れた自然の風景の維持等のために保全すべき土地の区域として市長が認める区域

（指定区域の指定の案の公告の方法等）

第5条 条例第6条第2項（同条第7項及び第7条第2項並びに第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 区域の名称
- (2) 土地の区域

(3) 環境の保全上支障がある予定建築物等の用途

(4) 指定区域の案の縦覧場所

2 前項の公告は、亀岡市公告式条例（昭和30年亀岡市条例第1号）の規定に基づき行うものとする。

3 条例第6条第2項（同条第7項及び第7条第2項並びに第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による縦覧は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 第1項第1号から第3号までに掲げる事項を記載した図書

(2) 区域の位置図

(3) 区域の区域図

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

（指定区域の指定の告示の方法等）

第6条 条例第6条第6項（同条第7項及び第7条第2項並びに第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 指定区域の名称

(2) 指定区域の土地の区域

(3) 環境の保全上支障がある予定建築物等の用途

(4) 関係図書の縦覧場所

2 前項の告示は、亀岡市公告式条例の規定に基づき行うものとする。

3 市長は、第1項の規定による告示をしたときは、次に掲げる図書を公衆の縦覧に供するものとする。

(1) 第1項第1号から第3号までに掲げる事項を記載した図書

(2) 指定区域の位置図

(3) 指定区域の区域図

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

（条例で定める開発行為又は建築行為）

第7条 条例第8条の規定による開発行為は、次の表のとおりとする。

区分 (条例第8条)	条件又は基準
第1号	<p>次の全てに該当するものであること。</p> <p>(1) 予定建築物は、既存集落又はその周辺の区域内にあり、かつ、適正な規模のものであること。</p> <p>(2) 住宅を建築する理由が、世帯分離等正当なものであり、新規に建築することがやむを得ないと認められるものであること。</p> <p>(3) 対象世帯は原則として、市街化調整区域に関する都市計画決定前から引き続いて当該市街化調整区域内に居住しており、当基準を用いる申請者の範囲は、対象世帯において民法（明治29年法律第89号）第725条に定める親族の範囲に該当する者であって、当該世帯に現に同居するか以前に同居していた者（その配偶者又は婚姻予定者を含む。）であること。</p>
第2号	<p>次のいずれかに該当するものであること。</p> <p>(1) 市街化調整区域内に存する建築物が、収用対象事業の施行により移転又は除却しなければならない場合において、これに代わるべきものとして、従前とほぼ同一の用途及び規模の建築物を従前とほぼ同一規模の敷地に建築する場合</p> <p>(2) 市街化区域に存する建築物が、収用対象事業の施行により移転又は除却しなければならない場合で、次の全てに該当するもの</p> <p>ア 従前とほぼ同一の用途及び規模の建築物を従前とほぼ同一の規模の敷地に建築する場合</p> <p>イ 市街化調整区域に関する都市計画が決定された際、既に所有していた土地又は市長がやむを得ないと認めた土地において行う場合</p>
第4号	<p>次の全てに該当するものであること。</p> <p>(1) 土地登記事項証明書、固定資産評価証明書、建物登記事項証明書等から、当該土地が、市街化調整区域に関する都市計画が決定され、又は当該都市計画が変更されてその区域が拡張された際に宅地であったことが明らかであり、現在に至るまで宅地として継続していると認められる土地において行うものであること。</p> <p>(2) 建築基準法第43条の接道規定に適合し、排水施設及び給水施設が整備されている、又は整備されることが確実であり、市のまちづくり上支障のない土地において行うものであること。</p> <p>(3) 現在居住している住宅が過密、狭小、被災、立退き又は借家の事情がある場合、婚姻、定年、退職、卒業</p>

	<p>又はU・I・Jターンの事情がある場合等、社会通念上の事情により新規に建築すること又は用途変更することがやむを得ないと認められるものであること。</p> <p>(4) 自己の用に供する専用住宅又は第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅及び農家民宿を建築する目的であること。</p>
--	--

第8条 条例第9条の規定による建築物の新築、改築若しくは用途の変更は、次の表のとおりとする。

区分 (条例第9条)	条件又は基準
第1号	<p>次の全てに該当するものであること。</p> <p>(1) 予定建築物は、既存集落又はその周辺の区域内にあり、かつ、適正な規模のものであること。</p> <p>(2) 住宅を建築する理由が、世帯分離等正当なものであり、新規に建築することがやむを得ないと認められるものであること。</p> <p>(3) 対象世帯は原則として、市街化調整区域に関する都市計画決定前から引き続いて当該市街化調整区域内に居住しており、当基準を用いる申請者の範囲は、対象世帯において民法第725条に定める親族の範囲に該当する者であって、当該世帯に現に同居するか以前に同居していた者（その配偶者又は婚姻予定者を含む。）であること。</p>
第2号	<p>次のいずれかに該当するものであること。</p> <p>(1) 市街化調整区域内に存する建築物が、収用対象事業の施行により移転又は除却しなければならない場合において、これに代わるべきものとして、従前とほぼ同一の用途及び規模の建築物を従前とほぼ同一規模の敷地に建築する場合</p> <p>(2) 市街化区域に存する建築物が、収用対象事業の施行により移転又は除却しなければならない場合で、次のすべてに該当するもの</p> <p>ア 従前とほぼ同一の用途及び規模の建築物を従前とほぼ同一の規模の敷地に建築する場合</p> <p>イ 市街化調整区域に関する都市計画が決定された際、既に所有していた土地又は市長がやむを得ないと認めた土地において行う場合</p>
第4号	<p>条例第9条第4号に掲げるもののほか、国、府又は市が行為者であるため許可を要しないものとして建築された建築物で、次のいずれかに該当するものであること。</p> <p>(1) 建築物の使用の主体又は用途に係る適格性に従い適</p>

	<p>正に利用された期間が10年以上であり、使用者の死亡による相続、債務の弁済、転職等による住所の移転（一時的な転居を除く。）若しくは事業の廃止（統廃合、事業譲渡等を含む。）に伴う建築物の使用の主体に係る適格性の解除（建築物の用途の変更を伴わないものに限る。）として行う用途の変更</p> <p>(2) 使用者の事業の廃止、変更等に伴う建築物の使用の用途に係る適格性の解除（変更後の用途が従前の用途と著しく異ならないものに限る。）として行う用途の変更（この場合、適正に利用された期間が10年に満たない場合であっても相当期間適正に利用されたものとみなす。）</p>
<p>第5号</p>	<p>次の全てに該当するものであること。</p> <p>(1) 土地登記事項証明書、固定資産評価証明書、建物登記事項証明書等から、当該土地が市街化調整区域に関する都市計画が決定され、又は当該都市計画が変更されてその区域が拡張された際に宅地であったことが明らかであり、現在に至るまで宅地として継続していると認められる土地において行うものであること。</p> <p>(2) 建築基準法第43条の接道規定に適合し、排水施設及び給水施設が整備されている、又は整備されることが確実であり、市のまちづくり上支障のない土地において行うものであること。</p> <p>(3) 現在居住している住宅が過密、狭小、被災、立退き又は借家の事情がある場合、婚姻、定年、退職、卒業又はU・I・Jターンの事情がある場合等、社会通念上の事情により新規に建築すること又は用途変更することがやむを得ないと認められるものであること。</p> <p>(4) 自己の用に供する専用住宅又は第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅及び農家民宿を建築する目的であること。</p>

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市宅地開発等に関する条例施行規則をここに公布する。

平成28年12月23日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第41号

亀岡市宅地開発等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、亀岡市宅地開発等に関する条例（平成28年亀岡市条例第43号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協議の申請)

第2条 条例第4条に係る協議申請は、開発行為等協議申請書（別記第1号様式）により行われなければならない。なお、必要図書及び部数は別に定める。

(事業計画周知に係る標識の設置)

第3条 事業者は、前条に係る申請後直ちに条例第11条による事業計画周知に係る標識を設置しなければならない。なお、標識は開発事業及び予定建築物の概要標識（別記第2号様式）による。

(市の意見回答)

第4条 市長は、第2条に係る申請受領後、当該計画に対して条例各条項及び亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成28年亀岡市条例第42号）各条項について関係各部署に意見の照会を行い、とりまとめたものを市の意見として回答する。

(関係各部署との協議)

第5条 事業者は、前条の市の意見に基づき、条例第4条に係る協議を関係各部署と行わな

ければならない。

- 2 事業者は、協議が完了した後、関係各部署に対し開発行為等協議書（別記第3号様式）に協議内容、協議結果を記載し、正本1部及び副本1部を作成し提出しなければならない。
- 3 関係各部署は開発行為等協議書の内容を確認し、適正であると認める場合は、公印を押印のうえ、事業者に副本を交付する。

(協議完了届の提出)

第6条 事業者は、条例第4条に係る協議を全て完了した後、市長に対して協議完了届（別記第4号様式）に別に定める添付図書を添えて正本1部及び副本1部を提出しなければならない。

(同意及び覚書の締結)

第7条 市長は、協議完了届の内容を確認し、適正であると認める場合は、条例第4条による覚書を締結する。

(計画の変更)

第8条 前条の同意及び覚書締結後に事業計画に変更が生じた場合の手続きは、次のとおりとする。ただし、変更の内容が軽微なものであり、第5条による関係各部署との協議内容に影響がないと認められる場合は、この限りでない。

- (1) 事業者は、市長に対し、開発行為等協議申請書（変更）（別記第5号様式）に別に定める添付図書を添えて提出しなければならない。なお、提出部数は正本1部及び副本1部並びに変更に係る協議が必要な関係各部署の部数の合計とする。
- (2) 事業者は、事業計画の変更に係る関係各部署との協議を行い、開発行為等協議書（変更）（別記第6号様式）の交付を受けなければならない。なお、交付に係る手続きについては第5条を準用する。
- (3) 事業者は、前号の規定により関係各部署との協議が完了した後に、市長に変更協議

完了届（別記第7号様式）に、別に定める添付図書を添え正本1部及び副本1部を提出しなければならない。

2 市長は、前項第3号による変更協議完了届の内容を確認し、適正であると認める場合は、当該変更計画に同意し、変更覚書を締結する。

3 事業計画の変更内容が規模、用途及び公共施設等の配置等において、当初計画と同一であると認められないと市長が判断した場合は、新規事業計画として取扱うものとする。

（開発行為等の廃止）

第9条 事業者は、開発行為等を廃止する場合は、開発行為等廃止申出書（別記第8号様式）を提出しなければならない。

（地位の承継）

第10条 開発行為等に係る事業の譲渡、相続、合併又は分割その他の事由により従前の事業者からその地位を承継した者は、地位承継届出書（別記第9号様式）により市長に届け出なければならない。

（工事着手の届出）

第11条 事業者は、開発行為等の工事に着手する前に、開発行為等工事着手届出書（別記第10号様式）を市長に届け出なければならない。

（工事完了の届出）

第12条 事業者は、開発行為等の工事が完了したときは、開発行為等工事完了届出書（別記第11号様式）を市長に届け出るとともに、公共施設等の施工に係る完了検査に必要な図書を提出しなければならない。

2 前項に係る必要な図書は、別に定める。

（工事完了検査の実施）

第13条 市長は、前条に係る工事完了届出書及び完了検査に必要な図書を確認した後、条例第8条による完了検査を実施する。ただし、第14条に係る所有権移転登記に必要な書類が完了検査の実施までに提出されない場合は、

市長は検査を保留する場合がある。

（公共施設等の帰属）

第14条 条例第9条による公共施設等の帰属は、次のとおりとする。

(1) 本市に帰属する公共施設等に係る所有権移転登記は、本市が行う。

(2) 事業者は、所有権移転登記に必要な書類を、前条の規定による完了検査までに提出しなければならない。

(3) 公共施設等及びその施設の用地の境界は、コンクリート杭等で明確にしなければならない。

（身分証明書）

第15条 条例第18条第2項に規定する証明書は、身分証明書（別記第12号様式）とする。

（基準等の公表）

第16条 市長は、条例及び規則の施行に関して別に定める基準等について、広く周知及び公表しなければならない。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別記第1号様式 (第2条関係)

<p>開発行為等協議申請書</p> <p>亀岡市宅地開発等に関する条例第4条の規定に基づき、下記の行為について協議を申請します。</p> <p>(宛先) 亀岡市長</p> <p style="text-align: right;">事業者 住所氏名 (電話) ㊦</p> <p style="text-align: right;">連絡責任者 住所氏名 (電話) ㊦</p> <p style="text-align: right;">設置年月日 年 月 日</p>					
<p>開発行為等の概要</p>	1	条協議の種類 (条例第3条第1項)	1号協議 (29条開発行為)	2号協議 (建築行為)	3号協議 (都市外開発行為)
	2	開発行為等の地域名称			
	3	開発行為等の区域面積			
	4	開発行為等の地域の用途地域名			
	5	予定建築物の用途			
	6	工事施行予定者			
	7	工事施行予定期間			
	8	その他必要事項			
※受付		年 月 日			
<p>(注) 1 ※印のある欄は記載しないこと。 2 「その他必要な事項」の欄には、開発行為等を行う事についての農地法その他法令による許可、認可などをする場合には、その手続の状況を記入すること。</p>					

第2号様式 (第3条関係)

<p>開発事業及び予定建築物の概要標識</p> <p style="text-align: right;">設置年月日 年 月 日</p> <p>この標識は、亀岡市宅地開発等に関する条例第11条に基づき、近隣住民の方へ事業計画の概要を周知するために設置するものです。</p>			
工事場所			
建築物用途	敷地面積	平方メートル	
構造	造	建築面積	平方メートル
最高の高さ	メートル	延べ面積	平方メートル
階数・棟数等			
工事予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
開発事業者	住所氏名		
設計者	住所氏名		
工事施行者	住所氏名		
<p>上記の事業計画については、下記へお問い合わせください。</p> <p>連絡先 住所 (所在地) 氏名 (名称) 担当者 電話番号</p>			

注意： 標識は、道路に面した周囲から見やすい場所に設置すること。問い合わせ先の欄には、当該計画について十分な説明のできる者の連絡先を記入すること。
 この標識の設置期間は、「開発許可に関する工事標識」又は「確認表示板」を設置するまでとする。
 標識の大きさは、縦100センチメートル以上、横90センチメートル以上とする。

第3号様式（第5条関係）

開発行為等協議書

年 月 日

(宛先) 亀岡市 部 課長 (署長)

申請者 ④

亀岡市宅地開発等に関する条例協議について、下記のとおり協議します。

記

- 1 開発行為等の場所
- 2 開発行為等区域の面積
平方メートル (平方メートル)
- 3 協議事項 (指導内容)
- 4 協議結果

公共施設等について
従前の公共施設

種類	番号	概 幅員、寸法 メートル	要 面 積		管理者	用地の帰属	摘 要
			延 長 メートル	平 方 メートル			

新たに設置される公共施設

種類	番号	概 幅員、寸法 メートル	要 面 積		管理者	用地の帰属	摘 要
			延 長 メートル	平 方 メートル			

(備考) 摘要欄には存置、廃止、交換の別等を記入。
(添付書類) 協議を行った土地利用計画書、構造図などの協議資料

上記のとおり協議を完了したものとし、規則第5条に基づき当該協議書を交付します。

年 月 日

亀岡市 部 課長 (署長)

第5号様式 (第8条関係)

開発行為等協議申請書 (変更)

亀岡市宅地開発等に関する条例第4条の規定に基づき、下記の行為について協議(変更)を申請します。

(宛先) 亀岡市長

年 月 日

事業者 住所
氏名
(電話) 印
連絡責任者 氏名
(電話) 印

1	条例協議の種別 (条例第3条第1項)	1号協議 (29条開発行為)	2号協議 (建築行為)	3号協議 (都計外開発行為)
2	開発行為等の 地域の名称			
3	開発行為等の 区域の面積			
4	開発行為等の 地域の用途地域名			
5	予定建築物の用途			
6	工事施行予定者			
7	工事施行予定期間			
8	その他必要事項	従前同意番号： 変更理由：別紙 関係各課：		

※受付

年 月 日

(注) 1 ※印のある欄は記載しないこと。
2 「その他必要な事項」の欄には、開発行為等を行う事についての農地法その他法令による許可、認可などをとする場合には、その手続の状況を記入すること。
3 表記事項の変更箇所は、変更前の内容を上段に朱書きで、変更後の内容を下段に黒書きで、2段書きで表記すること。

第4号様式 (第6条関係)

協議完了届

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

事業者 住所
氏名 (電話) 印)

下記の開発行為等協議について、各協議が完了したので届け出ます。

記

1	開発行為等の種別			
2	開発行為等の場所			
3	開発行為等区域の面積			
平方メートル				
4	設置される公共施設等			
種 類	概 要 (備員、延長、構造、面積等)	管理者	用地の帰属先 (主管課) ※市への帰属がある場合	

※別に定める添付図書等を添え、正本2部及び副本2部を提出すること。

公共施設等について
従前の公共施設

種類	番号	概要			管理者	用地の帰属	摘要
		幅員、寸法 メートル	延長 メートル	面積 平方メートル			

開発行為等協議書 (変更)

年 月 日

(宛先) 亀岡市 部 課長 (署長)

申請者 ④

亀岡市宅地開発等に関する条例協議について、下記のとおり協議します。

記

新たに設置される公共施設

種類	番号	概要			管理者	用地の帰属	摘要
		幅員、寸法 メートル	延長 メートル	面積 平方メートル			

(備考) 摘要欄には存置、廃止、交換の別等を記入。
(添付書類) 協議を行った土地利用計画書、構造図などの協議資料

※ 表記事項の変更箇所については、変更前の内容を上段に朱書きで、変更後の内容を下段に黒書きで、2段書きで表記する。

上記のとおり協議を完了したものとし、規則第8条に基づき当協議書を交付します。

年 月 日

亀岡市 部 課長 (署長)

第6号様式 (第8条関係)

第7号様式（第8条関係）

変更協議完了届

(宛先) 亀岡市長

年 月 日

事業者 住所 氏名 (電話)

下記の開発行為等の変更について、関係課との協議が完了したので届け出ます。

記

- 1 開発行為等の種別
- 2 開発行為等の場所
- 3 開発行為等区域の面積

平方メートル

4 設置される公共施設等

種 類	概 要 (幅員、延長、構造、面積等)	管理者	用地の帰属先 (主管課) ※市への帰属がある場合

5 変更前開発行為等協議に係る同意番号

6 変更の理由及び変更概要

7 変更に係る関係各課

- ※ 1～4の表記事項に変更がある場合は、変更前の内容を上段に朱書きで、変更後の内容を下段に黒書きで、2段書きで表記すること。
- ※ 別に定める添付図書等を添え、正本2部及び副本2部を提出すること。

第8号様式（第9条関係）

開発行為等廃止申出書

(宛先) 亀岡市長

年 月 日

届出者 住所 氏名

下記のとおり、開発行為等を廃止します。

記

- 1 開発行為等を廃止する地域 (敷地) の名称
- 2 開発行為等を廃止する地域 (敷地) の面積
- 3 廃止する開発行為等の概要
- 4 開発行為等を廃止する理由

5 廃止に係る手続き法令等

6 開発行為等の進捗状況

- (1) 条例協議中
 - (2) 同意・覚書交換済
 - (3) 開発許可申請中
 - (4) 開発許可済
 - (5) 工事実施中
- (工事中の場合、現在の状況及び防災措置について記載ください。)

第9号様式（第10条関係）

地位承継届出書

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

承継者 住所 氏名

㊟

被承継者 住所 氏名

㊟

年 月 日 付 発 第 号にて同意書の交付及び覚書の交換を受けた、開発行為等について、下記のとおり承継いたしましたので届け出いたします。

記

- 1 承継を受けた者の住所及び氏名
- 2 地位承継する開発行為等の概要
 - (1) 開発行為等の同意の日付及び番号
 - (2) 開発行為等の同意を受けた者（被承継者）の住所及び氏名
 - (3) 開発区域に含まれる地域の名称又は建築敷地の地名地番
 - (4) 開発区域（建築敷地）の面積
 - (5) 開発行為等の概要
- 3 承継の原因

第10号様式（第11条関係）

開発行為等工事着手届出書

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

届出者 住所 氏名

㊟

亀岡市宅地開発等に関する条例に基づく工事
同意番号 年 月 日 付 第 号に着手するため、届け出ます。

記

- 1 工事着手年月日 年 月 日
- 2 工事着手する開発区域（建築敷地）の名称
亀岡市 町
- 3 工事期間 年 月 日 ～ 年 月 日
(工程・スケジュールを添付してください。)
- 4 開発許可番号 年 月 日 付 第 号

第11号様式 (第12条関係)

開発行為等工事完了届出書

年月日

(宛先) 亀岡市長

届出者住所

氏名 ㊟

亀岡市宅地開発等に関する条例に基づく工事

同意番号 年月日付け 第 号が下記のとおり完了しましたので届け出ます。

記

1 工事完了年月日 年月日

2 工事を完了した開発区域 (建築敷地) の名称

亀岡市 町

3 開発許可番号 年月日付け 第 号

※公共施設等の土地の帰属がある場合は、必要書類を併せて提出すること。

第12号様式 (第15条関係)

9cm

身分証明書

所属
職名
氏名

上記の者は、亀岡市宅地開発等に関する条例 (平成28年12月 日亀岡市条例第 号) 第18条第1項の規定により、当該条例協議に係る土地若しくは土地にある物件又は土地において行われている工事の状況等を確認するため立入検査を行うことができる者であることを証明する。

年月日

有効期限 年月日

亀岡市長

印

6cm

「揭示済」

亀岡市駅前送迎用スペース管理条例施行規則
をここに公布する。

平成28年12月23日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第42号

亀岡市駅前送迎用スペース管理条例
施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、亀岡市駅前送迎用スペース管理条例（平成28年亀岡市条例第45号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(送迎用スペースの利用時間)

第2条 条例第3条第1号に規定する規則で定める時間は、30分間とする。

(送迎用スペースの管理における措置)

第3条 市長は、条例第4条第1項に規定する施策として、条例第2条に規定する駅前送迎用スペース（以下「送迎用スペース」という。）内において、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

- (1) 条例第3条に規定する行為をしようとする者、現にしている者又は禁止行為に違反して駐車している車両の所有者に対して当該行為をしないことについての指導及び啓発をすること。
- (2) 前号の場合において、現場に当該車両の運転者がいないため、当該運転者に対して、同号の規定による措置を講じることができないときは、直ちに当該車両を送迎用スペースから移動することを要請するための警告書（別記第1号様式）を当該車両の見やすい箇所に取り付けること。

(3) 送迎用スペース及びその周辺地域における駐車施設に関する情報を提供すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、条例第3条に規定する行為を防止するため市長が必要と認める措置を講じること。

(表示)

第4条 市長は、送迎用スペースの管理に関し、送迎用スペースの敷地内に条例第3条の禁止行為を示す標識等を設置するものとする。

(送迎用スペース管理指導員)

第5条 市長は、第3条に規定する事務を行わせるため、本市職員（当該事務を委託したときは、当該委託を受けた法人その他の団体職員を含む。）の中から送迎用スペース管理指導員を指名する。

2 送迎用スペース管理指導員は、その職務を執行する場合において、その身分を示す送迎用スペース管理指導員証（別記第2号様式）を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(命令)

第6条 条例第5条に規定する命令は、命令書（別記第3号様式）により行う。

2 市長は、条例第5条の規定により命令をしようとするときは、当該処分を受ける者に対しあらかじめ告知・弁明書（別記第4号様式）によりその旨を告知し、弁明の機会を付与しなければならない。

(過料)

第7条 条例第7条の過料の額は、1万円とする。

2 市長は、条例第7条の規定により過料の処分をしようとするときは、当該処分を受ける者に対しあらかじめ過料処分告知・弁明書（別記第5号様式）によりその旨を告知し、弁明の機会を付与しなければならない。

3 市長は、条例第7条の規定により過料の処分をするときは、当該処分を受ける者に対し

過料処分通知書（別記第6号様式）を交付し、
過料を徴収する。

（委任）

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な
事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行す
る。

第2号様式 (第5条関係)

(表)

<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto;">写真</div>	送迎用スペース管理指導員証 所属 氏名 生年月日	第 号 年 月 日 発行 有効期限 年 月 日
---	---------------------------------------	---

亀岡市長 印

上記の者は、亀岡市駅前送迎用スペース管理条例施行規則第5条第2項に規定する送迎用スペース管理指導員であることを証明します。

別記第1号様式 (第3条関係)

警告書 (亀岡市)	年 月 日	
------------------	-------	--

この車両を利用又は所有する者は、直ちに送迎用スペースから当該車両を移動させてください。
また、今後同様の禁止行為を行った場合は、亀岡市駅前送迎用スペース管理条例の規定に基づき措置します。

記

1 違反駐車の確認日時	年 月 日	時 分 から	時 分 まで
2 車両の自動車登録番号			
3 亀岡市駅前送迎用スペース管理条例第3条第1号に規定する禁止行為			
4 連絡先：亀岡市土木建築部土木管理課			

TEL 0771-22-3131 (代表)

(裏)

亀岡市駅前送迎用スペース管理条例施行規則 (抜粋)

(送迎用スペースの管理における措置)

第3条 市長は、条例第4条第1項に規定する施設として、条例第2条に規定する駅前送迎用スペース(以下「送迎用スペース」という。)内において、次の各号に掲げる措置を講ずることができる。

- (1) 条例第3条に規定する行為をしようとする者、現にしている者又は禁止行為に違反して駐車している車両の所有者に対して当該行為をしないことについての指導及び啓蒙をすること。
- (2) 前号の場合において、現場に当該車両の運転者がいないため、当該運転者に対して、同条の規定による措置を講ずることができないときは、直ちに当該車両を送迎用スペースから移動することを要請するための警告書(別記第1号様式)を当該車両の見やすい箇所に取り付けること。
- (3) 送迎用スペース及びその周辺地域における駐車施設に関する情報を提供すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、条例第3条に規定する行為を防止するため市長が必要と認める措置を講ずること。

(送迎用スペース管理指導員)

第5条 市長は、規則第3条に規定する事務を行わせるため、本市職員(当該事務を委託したときは、当該委託を受けた法人その他の団体職員を含む。)の中から送迎用スペース管理指導員を指名する。

2 送迎用スペース管理指導員は、その職務を執行する場合において、その身分を示す送迎用スペース管理指導員証(別記第2号様式)を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第3号様式(第6条関係)

(表)

住所氏名	様	氏名	亀岡市長	氏名	印
第 年 月 日		第 年 月 日		第 年 月 日	
命 令 書		命 令 書		命 令 書	
<p>あなたは、亀岡市駅前送迎用スペース管理条例第5条の規定により直ちに下記の措置をとるよう命令します。</p> <p>なお、正当な理由がなく命令に従わない場合には、同条例第7条の規定により過料に処せられることとなります。</p>					
1 行為の日時	年 月 日	時 分 から	時 分 まで		
2 違反行為の内容					
(亀岡市駅前送迎用スペース管理条例第3条第 号に規定する禁止行為)					
3 車両の自動車登録番号					
4 措置の内容					
5 監督処分の対象者	送迎用スペースの利用者	車両の所有者			

(裏)

(教示)

- この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、亀岡市長に対して審査請求をすることができます。
- この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、亀岡市長を被告として(訴訟において亀岡市を代表する者は亀岡市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第5号様式 (第7条関係)

住所様 氏名様 様

第 年 月 日 号

住所 様

氏名 様

様

亀岡市長 園

過料処分告知・弁明書

あなたは、亀岡市駅前送迎用スペース管理条例第5条に規定する命令に違反したため、同条例第8条の規定により、過料処分の対象となります。

つきましては、亀岡市駅前送迎用スペース管理条例施行規則第7条第2項の規定に基づき弁明の機会を付与します。

1 行為の日時 年 月 日 時 分から 時 分 まで

2 違反行為

(亀岡市駅前送迎用スペース管理条例第5条第 項に規定する命令の違反)

3 弁明 上記のとおり認めます。弁明することはありません。
 下記のとおり弁明します。
()

署名 年 月 日

第4号様式 (第6条関係)

住所様 氏名様 様

第 年 月 日 号

住所 様

氏名 様

様

亀岡市長 園

告知・弁明書

あなたは、亀岡市駅前送迎用スペース管理条例第3条に規定する禁止行為を行ったため、同条例第5条の規定により、命令の対象となります。

つきましては、亀岡市駅前送迎用スペース管理条例施行規則第6条第2項の規定に基づき、弁明の機会を付与します。

1 行為の日時 年 月 日 時 分から 時 分 まで

2 違反行為

(亀岡市駅前送迎用スペース管理条例第3条第 号に規定する禁止行為)

3 車両の自動車登録番号

4 弁明 上記のとおり認めます。弁明することはありません。
 下記のとおり弁明します。
()

署名 年 月 日

第6号様式(第7条関係)

(表)

住所氏名	様	亀岡市長	印	第 年 月 日	号 日
<p>あなたは、亀岡市駅前送迎用スペース管理条例第5条に規定する命令に違反したため、同条例第7条の規定により、過料に処します。</p> <p>過料処分通知書</p>					
1 行為の日時	年 月 日	時 分	時 分	まで	
2 違反行為					
<p>(亀岡市駅前送迎用スペース管理条例第5条第 項に規定する命令の違反)</p>					
3 過料の額	円				

(裏)

(教示)

- この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、亀岡市長に対して審査請求をすることができます。
- この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、亀岡市を被告として(訴訟において亀岡市を代表する者は亀岡市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判が あったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

「揭示済」

告 示

亀岡市告示第237号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成28年12月1日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

平成28年度市民税・府民税の納税通知書及び徴収方法変更通知書

2 送達を受けるべき者

	住 所	氏 名
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第238号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により南丹都市計画生産緑地地区を変更した。

当該都市計画の図書を同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成28年12月2日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 都市計画の種類
生産緑地地区
- 2 都市計画を変更する土地の区域
亀岡市余部町清水又の一部
亀岡市余部町樋又の一部
- 3 縦覧場所
亀岡市安町野々神8番地
亀岡市まちづくり推進部都市計画課

「揭示済」

亀岡市告示第239号

住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、次の者を住民基本台帳から職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成28年12月7日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 住所 省略
- 2 氏名 省略
- 3 消除理由 実態調査に基づく職権消除

「揭示済」

亀岡市告示第240号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成28年12月8日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

平成28年度軽自動車税納税通知書

2 送達を受けるべき者

	住 所	氏 名
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略
4	省略	省略
5	省略	省略
6	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第241号

亀岡市放置自転車の防止に関する条例（平成5年亀岡市条例第14号）第11条の規定により、放置自転車の撤去、保管について次のとおり告示する。

平成28年12月8日

亀岡市長 桂川孝裕

1 撤去した理由

亀岡市放置自転車の防止に関する条例第9条に違反して、自転車放置禁止区域に放置されていたため。

2 撤去した区域

JR亀岡駅前自転車放置禁止区域

JR馬堀駅前自転車放置禁止区域

3 撤去した日時

平成28年12月8日（木）

午後1時～午後3時

4 撤去し、保管した台数 2台

5 保管場所 JR馬堀駅前自転車等駐車場

6 保管期間 告示の日から3箇月間

7 返還期間

月曜日～土曜日 午前10時～午後7時

8 返還を受けるための手続き

① 撤去された自転車は、保管場所で引き取ることができる。

② 返還の申請には、自転車の鍵、印鑑、住所・氏名を明らかにできるものが必要である。

③ 撤去・保管に要した費用として1台2,000円を負担する。

9 引取りのない場合の措置

保管期間を経過しても引き取りのない自転車は、関係法令等の規定により処分する。

※ 連絡先 土木建築部 土木管理課
電話 0771 (25) 5043

「揭示済」

亀岡市告示第242号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成28年12月9日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

納期限変更告知書

平成28年度（27年賦課）市府民税
随時1期分平成28年度（26年賦課）市府民税
随時1期分平成28年度（25年賦課）市府民税
随時1期分平成28年度（24年賦課）市府民税
随時1期分

2 送達を受けるべき者

住所 省略

氏名 省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第243号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成28年12月9日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

平成28年度軽自動車税納税通知書

2 送達を受けるべき者

住所 省略

氏名 省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第244号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成28年12月13日

亀岡市長 桂川孝裕

記

亀0139-25010

1 保険者

亀岡市（26-007-5）

京都府亀岡市安町野々神8番地

2 交付した日

平成28年4月1日

3 無効になる日

平成28年12月13日

「揭示済」

亀岡市告示第245号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成28年12月15日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

督促状 平成28年度第3期分 市府民税

2 送達を受けるべき者

	住 所	氏 名
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略
4	省略	省略
5	省略	省略
6	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

別記第8号様式(表)中

「

28 清掃	般・特	[]

」

を

「

28 清掃	般・特	[]
29 解体	般・特	[]

」

に改める。

別記第9号様式中

「

ほ装工事

」を「

舗装工事

」に、

「

清掃施設工事	

」を

「

清掃施設工事	
解体工事	

」

に改める。

附 則

この告示は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第247号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成28年12月21日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

固定資産現所有者認定通知書

固定資産価格等登録通知書

平成28年度固定資産税・都市計画税納税通知書

2 送達を受けるべき者

省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第248号

住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、次の者を住民基本台帳から職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成28年12月21日

亀岡市長 桂川孝裕

1 住所 省略

2 氏名 省略

3 消除理由 実態調査に基づく職権消除

「揭示済」

亀岡市告示第249号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成28年12月22日

亀岡市長 桂川孝裕

記

亀1907-21118

1 保険者

亀岡市（26-007-5）

京都府亀岡市安町野々神8番地

2 交付した日

平成28年4月1日

3 無効になる日

平成28年12月22日

「揭示済」

亀岡市告示第250号

亀岡市開発登録簿閲覧規程を次のように定める。

平成28年12月23日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市開発登録簿閲覧規程

(趣旨)

第1条 この規程は、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第38条の規定に基づき閲覧所における開発登録簿（以下「登録簿」という。）の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

(閲覧所の設置)

第2条 登録簿の閲覧の場所（以下「閲覧所」という。）は、亀岡市役所とする。

(閲覧日及び閲覧時間)

第3条 登録簿の閲覧日及び閲覧時間は、次のとおりとする。

(1) 閲覧日 1月4日から12月28日までの各日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 閲覧時間 午前9時から正午まで 午後1時から午後5時まで

第4条 登録簿の整理その他必要がある場合は、閲覧時間を変更し、又は臨時に休所日を設けるものとし、その旨を閲覧所に掲示する。

(閲覧等)

第5条 登録簿を閲覧しようとするときは、備付けの閲覧簿に閲覧しようとする者の住所、氏名その他必要な事項を記入し、当該職員の承認を受けなければならない。

(遵守事項)

第6条 登録簿を閲覧しようとする者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (2) 登録簿を汚損又は毀損しないこと。
- (3) 登録簿を所定の場所以外に持ち出さないこと。
- (4) 書類をカメラその他の機器により撮影しないこと。
- (5) その他当該職員の指示に従うこと。

(閲覧の禁止)

第7条 職員は、登録簿を閲覧しようとする者が前条各号に掲げる事項を守らない場合には、閲覧の承認をせず、又はその承認を取り消すことができる。

(損傷等の届出)

第8条 閲覧者は、登録簿を誤って汚損又は毀損した場合は直ちに当該職員に届け出てその指示を受けなければならない。

(使用後の点検)

第9条 閲覧者は、登録簿の閲覧が終わったときは、当該職員に届け出てその点検を受けなければならない。

(登録簿の写しの交付申請)

第10条 登録簿の写しの交付を受けようとする者は、開発登録簿写しの交付申請書（別記様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、写しの交付を受けようとする書類の特定ができない場合又は物件を特定せず大量に写しの交付を受けようとする場合は、前項の申請に係る書類の写しの交付を行わない。

3 第1項の書類の写しの交付を受けようとする者は、亀岡市手数料徴収条例（平成12年亀岡市条例第6号）第2条第1項第42号に定める費用を納付しなければならない。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別記様式（第10条関係）

開発登録簿写しの交付申請書

年 月 日

（宛先）亀岡市長

申請者住所：

申請者氏名：

㊟

亀岡市開発登録簿閲覧規程第10条第1項の規定により、開発登録簿の写しの交付について申請します。

事 項	記 入 欄
写しの交付を受ける書類	<input type="checkbox"/> 開発登録簿 _____ 枚 <input type="checkbox"/> 土地利用計画図 _____ 枚
開 発 許 可 番 号	
開 発 許 可 年 月 日	
開 発 地 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	亀岡市
開 発 許 可 を 受 け た 者 の 氏 名	
開 発 登 録 簿 番 号	
備 考	

※写しの交付を申請する書類を特定する事項を備考に記載してください。

「揭示済」

亀岡市告示第251号

市道路線の区域変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

なお、その関係書類は、亀岡市土木建築部土木管理課において平成28年12月26日から平成29年1月16日まで一般の縦覧に供する。

平成28年12月26日

亀岡市長 桂川孝裕

路線番号	路線名	起 点		変 更 前		変 更 後	
		終 点		延長(m)	幅員(m)	延長(m)	幅員(m)
01025	石 塚 三 宅 線	亀岡市三宅町19番1先		384.84	2.88	384.84	2.88
		亀岡市古世町石塚152番1先			～ 5.52		～ 5.52
01267	クニッテルフェルト通	亀岡市追分町谷筋1番1先		1,658.18	10.40	1,658.18	10.40
		亀岡市篠町浄法寺中村16番1先			～ 165.00		～ 165.00
03030	太 歳 支 線	亀岡市西別院町犬甘野円浄法7番先		78.71	2.20	81.40	2.30
		亀岡市西別院町犬甘野善作谷61番先			～ 5.00		～ 5.00
06076	浦 亦 支 線	亀岡市葺田野町佐伯浦亦32番10先		71.15	4.00	74.10	4.00
		亀岡市葺田野町佐伯浦亦33番4先			～ 4.00		～ 4.02
12124	小川2丁目1号線	亀岡市千代川町小川2丁目122番26先		71.11	6.00	74.60	6.00
		亀岡市千代川町小川2丁目122番13先			～ 12.00		～ 12.00
14035	山ノ神才慶線	亀岡市旭町山ノ神121番先		153.00	5.90	154.00	5.90
		亀岡市旭町才慶100番先			～ 8.00		～ 8.00
14036	才 慶 年 角 線	亀岡市旭町才慶113番先		204.00	5.50	205.00	5.50
		亀岡市旭町年角100番先			～ 6.50		～ 6.50
15060	観音俣下三日市線	亀岡市千歳町千歳観音俣1番5先		672.26	3.02	678.70	3.02
		亀岡市馬路町下三日市28番1先			～ 14.00		～ 14.00
16046	高野垣内曙線	亀岡市河原林町河原尻高野垣内37番1先		195.33	1.72	202.00	2.25
		亀岡市河原林町河原尻高野垣内21番3先			～ 7.00		～ 7.00
16049	下平田三ツ樋線	亀岡市河原林町河原尻下平田116番先		289.96	2.01	299.48	2.14
		亀岡市河原林町河原尻三ツ樋5番先			～ 11.00		～ 11.00
18293	下 川 3 号 線	亀岡市篠町野条下川38番16先		58.60	6.00	62.40	6.00
		亀岡市篠町野条下川43番9先			～ 12.00		～ 12.00
18295	夕日ヶ丘8号線	亀岡市篠町夕日ヶ丘1丁目1番12先		170.00	9.50	187.40	9.50
		亀岡市篠町夕日ヶ丘3丁目9番3先			～ 9.50		～ 9.54

「揭示済」

亀岡市告示第252号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の路線を平成28年12月26日から供用開始する。

なお、その関係書類は、亀岡市土木建築部土木管理課において平成28年12月26日から平成29年1月16日まで一般の縦覧に供する。

平成28年12月26日

亀岡市長 桂川孝裕

路線番号	路線名	起 点	延長	最小幅員
		終 点		最大幅員
01025	石塚三宅線	亀岡市三宅町19番1先 亀岡市古世町石塚152番1先	384.84m	2.88m 5.52m
01267	クニッテルフェルド通	亀岡市追分町谷筋1番1先 亀岡市篠町浄法寺中村16番1先	1,658.18m	10.40m 165.00m
03030	太歳支線	亀岡市西別院町犬甘野円浄法7番先 亀岡市西別院町犬甘野善作谷61番先	81.40m	2.30m 5.00m
06076	浦亦支線	亀岡市蕪田野町佐伯浦亦32番10先 亀岡市蕪田野町佐伯浦亦33番4先	74.10m	4.00m 4.02m
12124	小川2丁目1号線	亀岡市千代川町小川2丁目122番26先 亀岡市千代川町小川2丁目122番13先	74.60m	6.00m 12.00m
14035	山ノ神才慶線	亀岡市旭町山ノ神121番先 亀岡市旭町才慶100番先	154.00m	5.90m 8.00m
14036	才慶年角線	亀岡市旭町才慶113番先 亀岡市旭町年角100番先	205.00m	5.50m 6.50m
15060	観音俣下三日市線	亀岡市千歳町千歳観音俣1番5先 亀岡市馬路町下三日市28番1先	678.70m	3.02m 14.00m
16046	高野垣内曙線	亀岡市河原林町河原尻高野垣内37番1先 亀岡市河原林町河原尻高野垣内21番3先	202.00m	2.25m 7.00m
16049	下平田三ツ樋線	亀岡市河原林町河原尻下平田116番先 亀岡市河原林町河原尻三ツ樋5番先	299.48m	2.14m 11.00m
18293	下川3号線	亀岡市篠町野条下川38番16先 亀岡市篠町野条下川43番9先	62.40m	6.00m 12.00m

路線番号	路線名	起 点	延長	最小幅員
		終 点		最大幅員
18295	夕日ヶ丘8号線	亀岡市篠町夕日ヶ丘1丁目1番12先	187.40m	9.50m
		亀岡市篠町夕日ヶ丘3丁目9番3先		9.54m

「揭示済」

 亀岡市告示第253号

住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、次の者を住民基本台帳から職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成28年12月26日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 住 所 省略
- 2 氏 名 省略
- 3 消除理由 実態調査に基づく職権消除

「揭示済」

 亀岡市告示第254号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成28年12月27日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 送達する書類
督促状 平成28年度第4期分 固定資産税・都市計画税

2 送達を受けるべき者

	住 所	氏名又は名称
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略
4	省略	省略
5	省略	省略
6	省略	省略
7	省略	省略
8	省略	省略
9	省略	省略
10	省略	省略
11	省略	省略
12	省略	省略
13	省略	省略
14	省略	省略
15	省略	省略
16	省略	省略
17	省略	省略
18	省略	省略
19	省略	省略
20	省略	省略

- 3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第255号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成28年12月27日

亀岡市長 桂川孝裕

記

亀1104-51001

1 保 険 者

亀岡市（26-007-5）

京都府亀岡市安町野々神8番地

2 交付した日

平成28年4月1日

3 無効になる日

平成28年12月27日

「揭示済」

亀岡市告示第256号

亀岡市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年亀岡市条例第4号）第3条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成28年12月28日

亀岡市長 桂川孝裕

管理を行わせる 公の施設の名称	指定管理者となる団体	指定の期間
ガレリアかめおか	公益財団法人 生涯学習かめおか財団	平成29年4月1日から 平成33年3月31日まで
亀岡市葺田野 生涯学習センター	葺田野町自治会	平成29年4月1日から 平成33年3月31日まで
亀岡市大井 生涯学習センター	大井町自治会	平成29年4月1日から 平成33年3月31日まで
亀岡市西別院 生涯学習センター	西別院町自治会	平成29年4月1日から 平成33年3月31日まで
亀岡市河原林 生涯学習センター	河原林町自治会	平成29年4月1日から 平成33年3月31日まで
ふれあいプラザ	社会福祉法人 亀岡市社会福祉協議会	平成29年4月1日から 平成33年3月31日まで
亀岡市土づくりセンター	公益財団法人 亀岡市農業公社	平成29年4月1日から 平成33年3月31日まで
亀岡市農業公園	公益社団法人 亀岡市シルバー人材センター	平成29年4月1日から 平成33年3月31日まで
亀岡市食肉センター	亀岡市食肉センター管理組合	平成29年4月1日から 平成33年3月31日まで
亀岡市都市公園（33箇所）	公益財団法人 亀岡市都市緑花協会	平成29年4月1日から 平成33年3月31日まで

「揭示済」

公 告

亀岡市公告第51号

「揭示済」

亀岡農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第10条の規定に該当する軽微な変更をしたので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第12条の規定により公告し、当該変更後の計画書を次により縦覧に供する。

平成28年12月12日

亀岡市長 桂川孝裕

1 縦覧期間

平成28年12月12日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第52号

平成28年亀岡市公告第49号で公告した本市職員採用試験の合格及び職員採用候補者名簿の登録を次のとおり取り消したので公告する。

平成28年12月15日

亀岡市長 桂川孝裕

1 合格取り消し者受験番号
事務Ⅱ 2024

亀岡市公告第53号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、その関係書類を次により縦覧に供する。

平成28年12月20日

亀岡市長 桂川孝裕

1 縦覧期間

平成28年12月20日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第54号

亀岡市職員採用試験公告

亀岡市職員採用試験を次のとおり実施する。

平成28年12月21日

亀岡市長 桂川孝裕

1 募集職種及び採用予定人数

試験区分	行政 (かめおか・未来・チャレンジ方式)
	土木Ⅰ(上級)
採用予定人数	若干名

2 受験資格

(1) 次に該当する人が受験できる。

行政(土木Ⅰ)(上級)

昭和56年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を含む。)において土木工学に関する課程を修めた人、又は平成29年3月31日までに修める見込みの人

(2) 次に掲げる条件のいずれかに該当する人は受験することができない。

ア 成年被後見人又は被保佐人

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験

(1) 方法

ア 論文試験

イ 面接試験(人物能力や意欲等についての個別面接による試験)

(2) 日時・場所

平成29年2月4日(土) 午前9時から『亀岡市役所』において行う。

(3) 合格発表

平成29年2月下旬に通知する。

4 採用

この試験の合格者は、職種ごとに作成する職員採用候補者名簿に登載し、平成29年4月1日以降必要に応じ採用される。

なお、この名簿の有効期間は、平成30年4月1日までとする。

5 給与

(平成28年4月1日現在。ただし、地域手当を含む。)

区分	土木
大学卒	187,302円
短大卒	166,738円

上記のほか、市職員の給与に関する条例等の規定に従い、通勤手当、期末・勤勉手当（いわゆるボーナス）等の諸手当が要件に応じて支給される。また、最終学校卒業後に職歴等がある場合などは、基準により初任給に加算されることがある。

6 受験手続及び受付期間

(1) 申込

ア 申込みは、申込書、自己紹介書及び職務経歴書（職務経験がある人のみ）に必要事項を記入し、最近6箇月以内に撮影した本人の写真（上半身脱帽、正面向タテ4cm、ヨコ3cm）を貼り、亀岡市市長公室人事課に提出することとする。（郵送可）

イ 申込書等（申込書、自己紹介書、職務経歴書）を郵送する場合は、必ず簡易書留で封筒の表に『採用試験受験』と朱書し、返信用封筒（82円切手を貼って、宛先を明記したもの）を同封のうえ送付すること。

ウ 身体に障害があり、受験に際して配慮が必要な場合は、あらかじめ連絡すること。

(2) 受付期間

申込みは、持参の場合は平成28年12月26日（月）から平成29年1月20日（金）まで受け付ける。（ただし、土曜日、日曜日、祝日、12月29日から1月3日を除き、午前9時から午後5時まで）

郵送の場合は締切日を平成29年1月18日（水）とし、締切日の消印のあるものは有効とする。

の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り、中間前金払（請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要）が請求できる。

- (11) 最低制限価格 採用
- (12) 入札保証金 免除
- (13) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が事実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (14) 支給材料及び貸与品 無
- (15) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 平成28年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A等級」に認定された者であり、希望順位1位の亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事（土木一式工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する平成28年4月1日以降に発注された土木一式工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (5) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,000万円（建築一式は6,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、

営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書（別紙様式2）に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成28年12月28日（水） 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	平成28年12月28日（水） 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	平成29年1月10日（火） 午前9時から午後5時まで 平成29年1月11日（水） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	平成29年1月13日（金） 午後5時までに電子入札システムにより通知	
質疑の受付	申請書等に関する質問 平成29年1月6日（金） 午後5時まで 設計図書に関する質問 平成29年1月16日（月） 午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 平成29年1月19日（木） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	平成29年1月23日（月） 午前9時から午後5時まで 平成29年1月24日（火） 午前9時から午後4時まで	共通事項6のとおり

開札日時	平成29年1月25日（水） 午前10時00分	電子入札システムによる
------	---------------------------	-------------

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 企画管理部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

「揭示済」

監査委員欄

公表

亀岡市監査公表第11号

地方自治法第199条第4項の規定による監査を実施し、同条第11項の規定に基づき監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成28年12月9日

亀岡市監査委員 関本孝一

亀岡市監査委員 小松康之

1 監査の種類

平成28年度定期監査

2 監査の期間

平成28年9月14日から

平成28年11月17日まで

3 監査対象課

健康福祉部

(地域福祉課、子育て支援課、障害福祉課、
高齢福祉課、健康増進課)

4 監査の対象

監査対象課における平成28年度の財務に
関する事務の執行について

5 監査の方法

監査の対象について、関係諸帳簿、証拠書類等を調査し、併せて関係各課長等からの説明の聴取により実施した。

6 監査の結果

監査の結果は次の事項を除いては、おおむね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理に留意されたい。

(1) 地域福祉課

特に指摘する事項はなかった。

(2) 子育て支援課

休日・一時保育料において、納入通知書に納期限の記載がなかった。

地方自治法施行令により、納入の通知は、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納期限、納入場所及び納入の請求の事由を記載した納入通知書でなければならない。また、財務規則において、収入金の種別ごとに納期限を定めている。

納入通知書に納期限を記載し、適正な事務処理をされたい。

(3) 障害福祉課

特に指摘する事項はなかった。

(4) 高齢福祉課

特に指摘する事項はなかった。

(5) 健康増進課

特に指摘する事項はなかった。

以上が、健康福祉部における平成28年度の財務に関する事務の執行について監査した結果である。

「揭示済」

亀岡市監査公表第12号

地方自治法第199条第4項の規定による監査を実施し、同条第11項の規定に基づき監査

の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成28年12月22日

亀岡市監査委員 関本孝一

亀岡市監査委員 小松康之

1 監査の種類

平成28年度定期監査

2 監査の期間

平成28年10月17日から

平成28年12月22日まで

3 監査対象課等

議会事務局

市長公室

(秘書広報課、人事課、ふるさと創生課)

企画管理部

(企画調整課、財政課、契約検査課)

4 監査の対象

監査対象課等における平成28年度の財務に関する事務の執行について

5 監査の方法

監査の対象について、関係諸帳簿、証拠書類等を調査し、併せて関係各課長等からの説明の聴取により実施した。

6 監査の結果

監査の結果は、おおむね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理に留意されたい。

(1) 議会事務局

平成28年9月末現在における財務に関する事務の執行について、抽出して監査を行った。

特に指摘する事項はなかった。

(2) 市長公室

以下の各課における平成28年9月末現在における財務に関する事務の執行について、抽出して監査を行った。

ア 秘書広報課

特に指摘する事項はなかった。

イ 人事課

特に指摘する事項はなかった。

ウ ふるさと創生課

特に指摘する事項はなかった。

(3) 企画管理部

以下の各課における平成28年9月末現在における財務に関する事務の執行について、抽出して監査を行った。

ア 企画調整課

特に指摘する事項はなかった。

イ 財政課

特に指摘する事項はなかった。

ウ 契約検査課

特に指摘する事項はなかった。

以上が、議会事務局等における平成28年度の財務に関する事務の執行について監査した結果である。

「揭示済」

亀岡市監査公表第13号

地方自治法第199条第7項の規定による監査を実施し、同条第11項の規定に基づき監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成28年12月27日

亀岡市監査委員 関本孝一

亀岡市監査委員 小松康之

1 監査の種類 平成27年度財政援助団体等監査

2 監査の対象及び範囲

公益財団法人亀岡市福祉事業団及び公益社団法人亀岡市シルバー人材センターの次の財政的援助等に係る出納その他の事務並びに健康福祉部地域福祉課及び高齢福祉課の同財政的援助等に係る事務の執行について

(1) 公益財団法人亀岡市福祉事業団

平成27年度公益財団法人亀岡市福祉事業団活動補助金 24,125,949円

(2) 公益社団法人亀岡市シルバー人材センター

平成27年度公益社団法人亀岡市シルバー人材センター運営補助金 2,390,000円

3 監査の期間 平成28年8月29日から平成28年11月14日まで

4 監査の方法 団体及び関係課から提出された資料及び提示のあった出納関係帳票その他関係書類に基づき、関係職員から事務の執行状況を聴取し監査を実施した。

5 団体等の概要（公益財団法人亀岡市福祉事業団）

(1) 団体の概要

ア 設立の目的・事業

公益財団法人亀岡市福祉事業団（以下「福祉事業団」という。）は、障害者、高齢者、勤労女性、勤労青少年及び地域住民の職業生活・教養の向上、健康の増進、就労支援、社会参加・交流・余暇活動の促進、連帯感の醸成等に関する事業を行うことにより、市民福祉の増進に寄与することを目的とし、主に次の事業を行っている。

○障害者、高齢者、勤労女性、勤労青少年及び地域住民の職業生活・教養の向上、健康の増進、就労支援、社会参加・交流の促進等に関する各種講座やセミナー、相談等の事業

○障害者、高齢者、勤労女性、勤労青少年及び地域住民の主体的な福祉活動の促進に関する指導・助言事業

○亀岡市総合福祉センター管理運営に関する事業

○その他この法人の目的を達成するために必要な事業

イ 組織（平成28年3月31日現在）

○役員 理事 5人（うち理事長1人、常務理事1人）
 監事 2人
 評議員 6人

○事務局 館長 1人（兼務） 課長 1人
 主任 2人 主査 1人
 再雇用職員 1人 非常勤嘱託 1人

※常務理事は総合福祉センター館長を兼務

(2) 補助金の概要

平成27年度に亀岡市から福祉事業団へ交付された補助金総額は24,125,949円で、うち今回監査対象とした補助金及びその内訳は次のとおりである。

(単位：円)

項目	事業費	補助金	補助内容
管理費	18,042,867	18,042,867	給料 7,245,600 手当 2,726,756 福利厚生費 1,629,140 退職給与引当金 6,441,371
働く女性の家施設運営事業	5,222,579	5,222,579	報酬 72,000 給料 2,870,400 手当 1,335,981 福利厚生費 783,028 退職給与引当金 161,170
勤労青少年ホーム施設運営事業	860,503	860,503	福利厚生費 2,503 賃金 858,000

6 監査の結果（福祉事業団）

監査の結果は次の事項を除いて、おおむね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理において留意されたい。

(1) 福祉事業団に対する監査の結果

補助金にかかる出納、その他の事務について、次のような事例が見受けられた。

ア 補助金の交付申請及び請求について、決議書に公印押印日の記載が漏れているものがあった。

公印規程に基づき、適正な事務処理をされたい。

イ アルバイト職員の賃金について、平成27年度地域別最低賃金の改定を踏まえ、最低賃金額以上の賃金の支払いとなっていたが、支払根拠となるアルバイト職員就業規則の賃金の改正がされていなかった。

賃金の支出は、定められた規則に基づく支出が原則であり、補助対象となる賃金について不適正に支出したことに対して、十分に認識されたい。また、アルバイト職員就業規則について、速やかに見直しをされたい。

(2) 健康福祉部地域福祉課に対する監査の結果

補助金にかかる出納、その他の事務について、次のような事例が見受けられた。

ア アルバイト職員の賃金について、平成27年度地域別最低賃金の改定を踏まえ、最低賃金額以上の賃金の支払いとなっていたが、支払根拠となるアルバイト職員就業規則の賃金の改正がされていなかった。

賃金の支出は、定められた規則に基づく支出が原則であり、不適正に支出された賃金に対して、補助金が交付されていた。アルバイト職員就業規則について、速やかに見直すよう指導することにより改善されたい。

7 団体等の概要（公益社団法人亀岡市シルバー人材センター）

(1) 団体の概要

ア 設立の目的・事業

公益社団法人亀岡市シルバー人材センター（以下「シルバー人材センター」という。）は、定年退職者等の高齢者（以下「高齢者」という。）の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の確保及び提供により、その就業を援助して、高齢者の生きがいの充実、社会参加の推進を図ることにより、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とし、主に次の事業を行っている。

- 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者の就業機会の確保及び提供
- 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者のための職業紹介又は一般労働者派遣事業
- 高齢者に対し、就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習
- 就業を通じて高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るための事業
- 高齢者の多用な就業機会の確保及び地域社会、企業等における高齢者の能力の活用を図るための事業

イ 組織等（平成28年3月31日現在）

- 役員

理事	11人		
（うち理事長 1人、副理事長 1人、専務理事 1人）			
監事	2人		
- 事務局

事務局長（兼務）	1人	事務局次長	1人
主任	2人	嘱託	2人
アルバイト	1人		

※専務理事は事務局長を兼務
- 会員

	579人（男性387人、女性192人）
--	---------------------

(2) 補助金の概要

平成27年度に亀岡市からシルバー人材センターへ交付された補助金総額は2,390,000円で、うち今回監査対象とした補助金及びその内訳は次のとおりである。

(単位：円)

項 目	事業費	補助金	補助内容
平成27年度亀岡市シルバー人材センター運営補助金	30,217,677	2,390,000	基本給 1,100,000 特別手当 500,000 諸手当 390,000 賃金 400,000

8 監査の結果（シルバー人材センター）

監査の結果は次の事項を除いて、おおむね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理において留意されたい。

(1) シルバー人材センターに対する監査の結果

補助金にかかる出納、その他の事務について、次のような事例が見受けられた。

ア 補助金実績報告書について、実績報告書文中に「亀岡市補助金等交付要領第7条の規定により」と記載されていたが、亀岡市シルバー人材センター運営補助金交付要領では「亀岡市シルバー人材センター運営補助金交付要領第7条の規定により」と定められている。

決裁等の過程において十分な確認をされたい。

イ 嘱託職員の給与の減額について、規程に基づく支払いとなっていたが、算出根拠が支出伺兼支払決議書の添付書類にメモ書き程度で記載されているだけであった。

支払いの根拠は、別紙若しくは備考欄等に減額の理由、算出根拠を記載した書類として適正に保管されたい。

ウ 嘱託職員の出勤簿について、出勤日に押印漏れがあった。また、年次有給休暇に係る書類についても、一部、事務処理規程に基づく管理がされていないものがあった。

職員就業規則及び事務処理規程に基づき、適正な管理を図られたい。

(2) 健康福祉部高齢福祉課に対する監査の結果

補助金にかかる出納、その他の事務について、次のような事例が見受けられた。

ア 補助金実績報告書について、実績報告書文中には「亀岡市補助金等交付要領第7条の規定により」と記載されているが、亀岡市シルバー人材センター運営補助金交付要領では「亀岡市シルバー人材センター運営補助金交付要領第7条の規定により」と定められている。

文書受付の際に十分な記載内容の確認を行われたい。

イ 嘱託職員の給与支払いについて、支払いの根拠となる書類の整理並びに出勤簿及び年次有給休暇に係る書類の管理が正しく行われていなかった。

補助金に係る書類の適正な管理が図られるよう指導することにより改善されたい。

「揭示済」

教育委員会欄

告示

亀岡市教育委員会告示第3号

亀岡市文化資料館協議会設置要綱を次のように定める。

平成28年12月1日

亀岡市教育委員会
教育長 田中太郎

亀岡市文化資料館協議会設置要綱

(目的)

第1条 亀岡市新資料館構想に基づいて、亀岡市文化資料館（以下「資料館」という。）の適切な運営及び新資料館の実現に向けて、幅広い角度から検討を行うため、亀岡市文化資料館協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の事項について、協議及び調整を行うものとする。

- (1) 新資料館の実現に向けて必要な事項に関する事。
- (2) 資料館の適切な運営のために必要な事項に関する事。
- (3) その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関する事。

(組織)

第3条 協議会は、委員8人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験者

- (2) 関係団体の代表者
- (3) その他教育長が必要と認めた者
(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、教育長が特別の理由があると認めるときは、任期中でも委嘱を解くことができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、協議会の会議に委員以外の者に出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、教育部文化資料館において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から実施する。

(経過措置)

2 第3条の規定による委員の委嘱後最初に開かれる協議会は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

「揭示済」

選挙管理委員会欄

告示

亀岡市選挙管理委員会告示第53号

亀岡市条例の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、亀岡市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

平成28年12月2日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

1, 506人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第54号

亀岡市議会の解散請求に要する有権者総数の3分の1の数並びに亀岡市の市長、副市長、教育長、教育委員会の委員、選挙管理委員、監査委員及び亀岡市議会議員の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成28年12月2日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

25, 100人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第55号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

平成28年12月2日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

12, 550人

「揭示済」

上下水道部欄

告示

亀岡市上下水道部告示第15号

亀岡市指定給水装置工事
事業者指定の告示

平成28年12月2日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者を亀岡市指定給水装置工事事業者として指定したので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条の規定により告示する。

記

1 指定した日

平成28年12月2日

2 指定した業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
284	ダイコウ技建株式会社	代表取締役 中村 孝雄	亀岡市下矢田町2丁目8番1号

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第16号

亀岡市下水道排水設備指定工事事業者指定の告示

平成28年12月2日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者を亀岡市下水道排水設備指定工事業者として指定したので、亀岡市下水道排水設備指定工事業者規程第15条第1号の規定により告示する。

記

1 指定した日

平成28年12月2日

2 指定した業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
289	ダイコウ技建株式会社	代表取締役 中村 孝雄	亀岡市下矢田町2丁目8番1号

「揭示済」

市立病院欄

規程

亀岡市立病院職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年12月23日

亀岡市病院事業管理者 玉井和夫

亀岡市病院事業管理規程第4号

亀岡市立病院職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

第1条 亀岡市立病院職員の給与に関する規程（平成16年亀岡市病院事業管理規程第26号）の一部を次のように改正する。

第5条中「307, 800円」を「308, 000円」に改める。

附則第7項中「100分の1.2」を「100分の1.35」に、「100分の1.5」を「100分の1.65」に、「100分の80」を「100分の90」に、「100分の100」を「100分の110」に改める。

別表第1、別表第2及び別表第7を次のように改める。

別表第1 (第2条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	給料月額						
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
再任用職員以外の職員	1	円 141,600	円 191,700	円 227,900	円 261,100	円 287,100	円 317,700	円 361,800
	2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400
	3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900
	4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500
	5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500
	6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000
	7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300
	8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800
	9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300
	10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000
	11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600
	12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300
	13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700
	14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000
	15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200
	16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600
	17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400
	18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400
	19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300
	20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100
	21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000
	22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800
	23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600
	24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500
	25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300
	26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800
	27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300
	28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900

29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500
30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800
31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100
32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300
33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500
34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800
35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100
36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300
37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500
38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300
39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100
40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900
41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500
42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200
43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900
44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600
45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400
46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200
47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600
48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300
49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800
50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200
51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600
52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000
53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400
54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900	441,800
55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200	442,200
56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500	442,500
57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800	442,800
58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100	443,200
59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400	443,500
60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700	443,800
61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000	444,100

95	294,400	342,300	381,100	392,800		
96	294,800	342,700	381,500	393,000		
97	295,000	342,800	381,800	393,200		
98	295,300	343,300	382,300	393,500		
99	295,700	343,700	382,700	393,800		
100	296,100	344,000	383,100	394,000		
101	296,300	344,300	383,400	394,200		
102	296,600	344,700	383,900			
103	297,000	345,100	384,300			
104	297,300	345,500	384,700			
105	297,500	346,000	385,000			
106	297,800	346,400	385,500			
107	298,200	346,800	385,900			
108	298,500	347,200	386,300			
109	298,700	347,700	386,600			
110	299,100	348,100	387,100			
111	299,500	348,400	387,500			
112	299,800	348,700	387,900			
113	299,900	349,200	388,200			
114	300,200					
115	300,500					
116	300,900					
117	301,100					
118	301,300					
119	301,600					
120	301,900					
121	302,300					
122	302,500					
123	302,800					
124	303,100					
125	303,400					
再任用職員	186,900	214,400	254,400	288,900	314,300	356,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300	444,500
63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600	444,800
64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900	445,100
65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200	445,400
66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500	
67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800	
68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100	
69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300	
70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600	
71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900	
72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200	
73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400	
74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700	
75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000	
76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200	
77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400	
78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700	
79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000	
80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200	
81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400	
82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700	
83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000	
84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200	
85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400	
86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500	409,700	
87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800	410,000	
88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000	410,200	
89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200	410,400	
90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500	410,700	
91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800	411,000	
92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000	411,200	
93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200	411,400	
94		294,000	341,800	380,700	392,500		

別表第2 (第2条関係)

医療職給料表 (1)

職員の 区分	職務 の級 号給	1級		2級		3級		4級		5級	
		給料月額	円								
再任用職員以外の職員	1	245,200	円	330,500	円	395,500	円	470,600	円	565,700	円
	2	247,700		333,500		398,400		472,900		568,800	
	3	250,200		336,400		401,300		475,100		571,900	
	4	252,700		339,400		404,100		477,400		575,000	
	5	255,000		342,100		406,800		479,700		577,900	
	6	258,800		345,400		409,500		481,900		580,300	
	7	262,600		348,500		412,300		484,100		582,700	
	8	266,400		351,600		415,000		486,300		585,100	
	9	270,000		354,500		417,500		488,300		587,300	
	10	274,000		357,400		420,200		490,400		588,800	
	11	278,000		360,500		422,900		492,500		590,300	
	12	282,000		363,700		425,600		494,600		591,800	
	13	285,800		366,700		428,000		496,700		593,300	
	14	289,800		370,300		430,500		498,800		594,400	
	15	293,700		373,500		432,900		500,900		595,500	
	16	297,600		377,200		435,400		503,000		596,400	
	17	301,400		380,800		437,600		505,100		597,600	
	18	305,000		383,500		440,000		507,100		598,600	
	19	308,500		386,300		442,400		509,100		599,600	
	20	312,100		389,000		444,800		511,100		600,600	
	21	315,700		391,900		446,600		512,900		601,600	
	22	319,400		394,500		449,000		514,700		602,600	
	23	322,900		397,100		451,400		516,600		603,600	
	24	326,400		399,500		453,700		518,500		604,600	
	25	329,900		401,800		455,800		520,200		605,600	
	26	332,700		404,100		458,100		522,000		606,600	
	27	335,300		406,400		460,300		523,800		607,600	
	28	337,900		408,700		462,600		525,600		608,600	
	29	340,700		411,000		464,800		527,400		609,600	
	30	342,800		413,100		467,100		529,200			
	31	345,000		415,100		469,400		531,000			
	32	347,400		417,200		471,600		532,800			

33	349,700	419,300	473,600	534,400
34	352,100	421,200	475,700	536,200
35	354,300	423,200	477,800	537,900
36	356,800	425,200	479,900	539,700
37	359,200	427,200	482,000	541,300
38	361,600	429,200	483,800	542,900
39	364,000	431,200	485,600	544,300
40	366,200	433,200	487,400	545,900
41	368,500	435,100	489,100	547,400
42	369,900	436,900	490,900	548,800
43	371,400	438,600	492,700	550,200
44	372,800	440,400	494,500	551,500
45	374,300	442,300	496,100	552,700
46	375,700	444,100	497,800	553,700
47	377,200	445,900	499,600	554,700
48	378,700	447,600	501,400	555,700
49	379,900	449,400	503,000	556,700
50	380,900	451,100	504,300	557,600
51	381,900	452,900	505,600	558,500
52	382,800	454,700	506,900	559,400
53	383,800	456,600	508,100	560,200
54	384,700	457,800	509,400	561,100
55	385,600	459,000	510,700	562,000
56	386,500	460,200	512,000	562,900
57	387,400	461,400	513,000	563,800
58	388,300	462,400	513,800	564,700
59	389,100	463,400	514,600	565,600
60	389,900	464,400	515,400	566,300
61	390,600	465,200	516,300	567,200
62	391,100	465,900	517,100	568,100
63	391,500	466,600	518,000	569,000
64	392,000	467,300	518,800	569,900
65	392,300	468,000	519,700	570,800
66		468,700	520,600	
67		469,400	521,300	
68		470,100	522,200	
69		470,500	523,100	
70		471,200	523,900	

医療職給料表(2)

職務の級 号給	1級		2級		3級		4級		5級		6級	
	給料月額	円										
1	146,500	円	184,400	円	219,800	円	245,900	円	278,100	円	325,500	円
2	147,900	円	186,000	円	221,400	円	247,300	円	280,100	円	327,500	円
3	149,300	円	187,600	円	223,000	円	248,500	円	282,300	円	329,700	円
4	150,700	円	189,200	円	224,600	円	249,900	円	284,400	円	331,900	円
5	151,900	円	190,700	円	226,000	円	251,100	円	286,600	円	333,900	円
6	153,700	円	192,300	円	227,600	円	252,300	円	288,700	円	336,100	円
7	155,400	円	193,900	円	229,100	円	253,500	円	290,800	円	338,200	円
8	157,100	円	195,400	円	230,700	円	254,600	円	292,900	円	340,400	円
9	158,800	円	197,000	円	232,000	円	255,900	円	294,900	円	342,300	円
10	160,500	円	198,700	円	233,500	円	256,900	円	297,100	円	344,400	円
11	162,200	円	200,300	円	234,900	円	257,900	円	299,200	円	346,600	円
12	164,000	円	202,000	円	236,100	円	258,900	円	301,400	円	348,700	円
13	165,500	円	203,600	円	237,800	円	260,200	円	303,600	円	350,300	円
14	167,400	円	205,200	円	239,200	円	261,700	円	305,500	円	352,300	円
15	169,400	円	206,800	円	240,400	円	263,300	円	307,600	円	354,200	円
16	171,300	円	208,400	円	241,800	円	264,800	円	309,600	円	356,200	円
17	173,200	円	209,900	円	242,900	円	266,300	円	311,700	円	358,100	円
18	175,100	円	211,500	円	244,100	円	268,100	円	313,700	円	360,100	円
19	176,900	円	213,200	円	245,300	円	269,900	円	315,800	円	362,100	円
20	178,800	円	214,900	円	246,500	円	271,700	円	317,900	円	364,100	円
21	180,700	円	216,200	円	247,900	円	273,500	円	319,800	円	365,900	円
22	182,200	円	217,700	円	248,900	円	275,300	円	321,800	円	367,900	円
23	183,700	円	219,100	円	249,900	円	277,100	円	323,700	円	370,000	円
24	185,200	円	220,600	円	251,000	円	278,800	円	325,700	円	372,100	円
25	186,800	円	222,000	円	252,200	円	280,600	円	327,600	円	373,500	円
26	188,300	円	223,400	円	253,600	円	282,500	円	329,500	円	375,300	円
27	189,800	円	224,700	円	255,000	円	284,400	円	331,500	円	377,100	円
28	191,200	円	226,000	円	256,500	円	286,200	円	333,500	円	378,800	円
29	192,700	円	227,400	円	257,900	円	288,200	円	335,000	円	380,600	円
30	194,000	円	228,800	円	259,600	円	290,000	円	336,800	円	382,100	円
31	195,300	円	230,300	円	261,300	円	291,800	円	338,500	円	383,700	円

71	471,900	524,800			
72	472,600	525,700			
73	473,000	526,500			
74	473,600	527,400			
75	474,300	528,300			
76	475,000	529,000			
77	475,400	529,800			
78	476,000	530,700			
79	476,600	531,600			
80	477,100	532,500			
81	477,700	533,300			
82	478,200	534,200			
83	478,700	535,100			
84	479,200	536,000			
85	479,600	536,800			
86	480,200	537,700			
87	480,600	538,600			
88	481,100	539,500			
89	481,600	540,300			
90	482,200				
91	482,800				
92	483,200				
93	483,700				
94	484,300				
95	484,900				
96	485,500				
97	486,000				
再任用職員	295,400	337,800	392,200	465,200	565,100

備考 この表は、病院に勤務する医師に適用する。

68	233,300	276,600	314,900	337,100	378,400	406,100
69	234,000	277,700	315,500	337,800	378,800	406,300
70	234,700	278,700	316,200	338,300	379,300	
71	235,400	279,800	316,900	338,900	379,800	
72	236,000	280,900	317,500	339,500	380,300	
73	236,700	281,700	318,200	339,800	380,900	
74	237,500	282,400	318,400	340,400	381,400	
75	238,300	282,900	319,000	340,900	382,000	
76	239,000	283,700	319,600	341,500	382,600	
77	239,600	284,500	320,200	342,000	383,100	
78	240,200	285,100	320,700	342,500	383,600	
79	240,800	285,700	321,200	343,000	384,100	
80	241,400	286,300	321,700	343,400	384,600	
81	241,700	287,000	322,300	343,700	384,900	
82	242,100	287,500	322,800	344,000	385,400	
83	242,500	287,900	323,200	344,400	385,800	
84	242,900	288,300	323,700	344,700	386,200	
85	243,300	288,500	324,200	345,200	386,600	
86		288,700	324,600	345,500	387,100	
87		288,900	324,800	345,800	387,500	
88		289,100	325,200	346,100	387,900	
89		289,500	325,600	346,500	388,300	
90		289,700	326,000	346,800	388,800	
91		289,900	326,400	347,200	389,200	
92		290,100	326,800	347,500	389,600	
93		290,500	327,100	347,900	390,000	
94		290,700	327,300	348,200	390,500	
95		290,900	327,700	348,500	390,900	
96		291,200	328,000	348,800	391,300	
97		291,600	328,200	349,100	391,700	
98		291,900	328,500	349,500		
99		292,100	328,800	349,900		
100		292,400	329,100	350,300		
101		292,700	329,300	350,800		
102		292,900	329,600	351,200		
103		293,100	330,000	351,600		

32	196,600	231,700	262,900	293,700	340,300	385,400
33	198,000	233,000	264,400	295,400	342,000	386,700
34	199,400	234,300	266,200	297,100	343,800	388,000
35	200,800	235,300	267,900	298,900	345,700	389,300
36	202,200	236,600	269,600	300,700	347,500	390,500
37	203,300	238,000	271,100	302,200	349,300	391,600
38	204,600	239,300	272,800	303,900	351,000	392,800
39	205,900	240,400	274,500	305,500	352,600	393,900
40	207,200	241,700	276,100	307,100	354,300	395,000
41	208,400	243,000	277,800	308,900	355,500	395,800
42	209,600	244,200	279,400	310,600	356,600	396,600
43	210,800	245,400	281,100	312,200	357,800	397,400
44	212,000	246,500	282,800	313,900	359,000	398,200
45	213,200	247,600	284,300	315,000	360,200	398,600
46	214,300	249,000	286,000	316,400	361,000	399,200
47	215,300	250,500	287,700	317,900	362,200	399,700
48	216,400	251,900	289,300	319,500	363,300	400,100
49	217,400	253,500	290,700	320,900	364,300	400,500
50	218,400	254,900	292,300	322,200	365,300	400,800
51	219,300	256,300	293,700	323,400	366,300	401,100
52	220,300	257,600	295,300	324,700	367,300	401,400
53	220,900	258,700	296,700	325,800	368,100	401,700
54	221,800	260,100	298,200	326,800	368,900	402,000
55	222,500	261,500	299,600	327,900	369,800	402,300
56	223,500	262,800	301,100	328,900	370,700	402,600
57	224,200	263,800	302,300	329,400	371,200	402,900
58	225,100	265,100	303,500	330,300	372,000	403,200
59	225,800	266,400	304,700	331,100	372,800	403,500
60	226,600	267,700	306,100	332,000	373,600	403,900
61	227,500	268,600	307,400	332,800	374,000	404,100
62	228,300	269,800	308,600	333,100	374,700	404,400
63	229,200	271,100	309,900	333,700	375,400	404,700
64	230,300	272,400	311,100	334,400	376,100	405,000
65	230,900	273,400	312,500	335,000	376,500	405,200
66	231,700	274,500	313,300	335,700	377,100	405,500
67	232,500	275,500	314,100	336,400	377,800	405,800

104	293,400	330,200	352,000		
105	293,700	330,300	352,500		
106		330,600			
107		331,000			
108		331,200			
109		331,400			
110		331,800			
111		332,200			
112		332,600			
113		332,800			
再任用職員	187,900	214,500	256,100	281,300	322,000

備考 この表は、病院に勤務する薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、あん摩マッサージ指圧師、管理栄養士、栄養士、医療ソーシャルワーカー、臨床工学技士及びその他の職員で管理者が定めるものに適用する。

医療職給料表 (3)

職員の区分	職務の級 号給	給料月額					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
再任用職員以外の職員	1	160,100	187,600	236,000	258,900	284,100	328,800
	2	161,500	189,700	237,800	259,900	285,900	330,900
	3	163,000	191,800	239,600	260,800	287,700	333,000
	4	164,400	193,800	241,400	261,900	289,600	335,200
	5	165,900	195,900	242,800	262,700	291,400	337,300
	6	167,400	198,200	244,100	263,700	293,200	339,400
	7	168,900	200,500	245,300	264,500	295,100	341,600
	8	170,400	202,800	246,600	265,500	296,900	343,700
	9	171,700	205,200	247,700	266,600	298,800	345,300
	10	173,400	206,600	248,800	267,400	300,700	347,300
	11	175,000	208,000	249,700	268,500	302,500	349,200
	12	176,600	209,400	250,600	269,700	304,400	351,200
	13	178,100	210,800	251,900	271,000	306,100	353,200
	14	180,100	212,300	253,000	272,300	307,700	355,300
	15	182,100	213,800	253,800	273,500	309,500	357,400
	16	184,100	215,000	254,800	275,000	311,300	359,400
	17	186,300	216,400	255,600	276,300	313,100	361,400
	18	188,400	217,900	256,500	277,700	314,700	363,400
	19	190,500	219,400	257,500	278,900	316,400	365,500
	20	192,600	220,900	258,400	280,300	318,100	367,600
	21	194,700	222,300	259,300	281,900	319,600	369,300
	22	196,900	224,000	260,300	283,500	321,100	371,400
	23	199,100	225,700	261,200	285,000	322,700	373,500
	24	201,300	227,400	262,200	286,400	324,200	375,500
	25	203,300	228,800	263,400	287,700	325,800	377,500
	26	204,600	230,500	264,700	289,500	327,200	379,100
	27	205,900	232,200	265,900	291,300	328,700	381,000
	28	207,200	233,900	267,200	293,000	330,300	382,900
	29	208,400	235,500	268,400	294,600	331,600	384,700
	30	209,600	236,900	269,900	296,200	333,100	386,400
	31	210,900	238,200	271,500	297,800	334,500	388,300
	32	212,100	239,300	272,900	299,500	336,000	390,100
	33	213,400	240,600	274,500	300,900	337,600	391,800

72	257,100	288,500	326,000	351,400	382,500
73	258,500	289,700	327,300	352,200	383,200
74	259,800	291,100	328,000	353,300	383,700
75	261,100	292,400	329,100	354,400	384,300
76	262,300	293,700	330,300	355,500	384,800
77	263,300	295,200	331,400	356,200	385,200
78	264,400	296,500	332,600	357,000	385,800
79	265,700	297,700	333,700	357,800	386,300
80	266,900	299,000	334,900	358,500	386,600
81	268,000	299,700	336,000	359,100	386,900
82	269,000	300,900	337,100	359,600	387,400
83	270,100	302,000	338,100	360,200	387,800
84	271,200	303,200	339,200	360,700	388,100
85	272,000	304,300	340,100	361,300	388,400
86	272,900	305,500	341,100	361,800	388,900
87	274,000	306,700	342,000	362,400	389,400
88	275,100	307,800	343,000	362,900	389,800
89	276,100	309,100	344,000	363,300	390,100
90	277,000	310,300	344,800	363,700	390,500
91	277,900	311,500	345,600	364,300	391,000
92	278,900	312,700	346,400	364,800	391,400
93	279,900	313,500	347,000	365,100	391,800
94	280,900	314,200	347,600	365,600	392,200
95	281,800	314,900	348,300	366,000	392,700
96	282,800	315,500	348,900	366,300	393,100
97	283,600	316,200	349,300	366,900	393,500
98	284,400	316,500	349,700	367,400	393,900
99	285,000	317,100	350,200	367,900	394,400
100	285,900	317,800	350,600	368,400	394,800
101	286,700	318,200	351,100	369,000	395,200
102	287,500	318,800	351,500	369,500	
103	288,300	319,400	352,000	370,000	
104	289,100	320,000	352,400	370,400	
105	289,800	320,400	352,700	371,000	
106	290,300	320,900	353,200	371,500	
107	290,800	321,400	353,600	372,000	
108	291,300	321,900	353,900	372,500	
109	291,500	322,300	354,400	373,100	

34	214,700	241,700	276,000	302,400	339,100	393,500
35	216,000	242,500	277,300	304,000	340,700	395,300
36	217,300	243,700	278,600	305,600	342,200	397,000
37	218,700	244,800	280,200	307,100	343,900	398,600
38	220,100	245,900	281,600	308,500	345,500	400,300
39	221,400	246,800	283,100	310,000	347,000	402,100
40	222,800	247,900	284,500	311,600	348,600	403,900
41	223,800	248,600	286,100	313,200	349,800	405,400
42	225,200	249,500	287,600	314,600	351,300	406,900
43	226,600	250,400	289,100	316,000	352,800	408,400
44	228,000	251,300	290,700	317,500	354,200	409,700
45	229,200	252,100	292,000	318,500	355,800	410,800
46	230,600	253,100	293,400	319,900	356,800	411,900
47	231,900	254,000	294,900	321,300	358,300	413,000
48	233,200	255,000	296,400	322,800	359,600	414,200
49	234,300	256,000	297,700	323,900	361,000	415,500
50	235,400	257,200	299,000	325,300	362,400	416,600
51	236,400	258,400	300,300	326,600	363,700	417,800
52	237,500	259,600	301,700	327,900	365,100	418,900
53	238,600	260,700	303,200	329,300	366,600	420,100
54	239,700	262,200	304,500	330,700	367,800	421,100
55	240,700	263,600	305,900	332,100	368,900	422,200
56	241,700	265,000	307,300	333,400	370,100	423,300
57	242,600	266,500	308,300	334,300	371,200	424,400
58	243,600	268,200	309,500	335,600	372,100	424,900
59	244,300	269,700	310,700	336,800	373,100	425,500
60	245,300	271,200	312,100	338,100	374,100	425,900
61	246,200	272,600	313,200	339,200	374,700	426,500
62	247,200	274,100	314,500	340,100	375,500	427,000
63	248,000	275,600	315,800	341,300	376,300	427,400
64	249,000	276,900	317,000	342,600	377,100	427,900
65	249,900	278,500	318,300	343,700	377,800	428,500
66	250,900	280,000	319,600	344,900	378,500	428,900
67	252,000	281,500	320,900	346,100	379,300	429,200
68	252,900	283,000	322,200	347,200	380,000	429,500
69	253,700	284,100	322,900	348,200	380,600	429,900
70	254,800	285,600	324,000	349,200	381,200	
71	255,900	287,100	325,100	350,300	381,900	

148	303,500	335,000							
149	303,700	335,300							
150	303,900	335,700							
151	304,200	336,100							
152	304,500	336,500							
153	304,900	336,800							
154	305,100								
155	305,300								
156	305,600								
157	305,900								
158	306,200								
159	306,500								
160	306,800								
161	307,200								
162	307,500								
163	307,800								
164	308,100								
165	308,500								
166	308,800								
167	309,100								
168	309,400								
169	309,800								
再任用職員	234,300	254,600	261,800	272,000	288,300	325,400			

備考 この表は、病院に勤務する看護師及び准看護師に適用する。

110	291,800	322,700	354,900	373,500					
111	292,000	323,000	355,400	374,000					
112	292,400	323,300	355,900	374,500					
113	292,700	323,700	356,400	375,100					
114	292,900	324,100	356,900						
115	293,300	324,500	357,400						
116	293,600	324,800	357,800						
117	293,900	325,000	358,200						
118	294,200	325,300	358,600						
119	294,500	325,700	359,100						
120	294,900	325,900	359,600						
121	295,200	326,100	360,000						
122	295,600	326,400	360,500						
123	295,900	326,700	361,000						
124	296,300	327,000	361,500						
125	296,500	327,200	361,800						
126	296,700	327,500							
127	297,000	327,900							
128	297,400	328,100							
129	297,600	328,200							
130	297,900	328,500							
131	298,300	328,900							
132	298,700	329,100							
133	298,900	329,400							
134	299,200	329,800							
135	299,600	330,200							
136	299,900	330,600							
137	300,100	330,900							
138	300,400	331,300							
139	300,800	331,700							
140	301,100	332,100							
141	301,300	332,400							
142	301,700	332,800							
143	302,100	333,100							
144	302,400	333,500							
145	302,500	333,800							
146	302,800	334,200							
147	303,100	334,600							

別表第7（第5条関係）

初任給調整手当

期間の区分	支給額
1年未満	308,000 円
1年以上2年未満	308,000
2年以上3年未満	308,000
3年以上4年未満	308,000
4年以上5年未満	308,000
5年以上6年未満	308,000
6年以上7年未満	308,000
7年以上8年未満	308,000
8年以上9年未満	308,000
9年以上10年未満	308,000
10年以上11年未満	308,000
11年以上12年未満	308,000
12年以上13年未満	308,000
13年以上14年未満	308,000
14年以上15年未満	308,000
15年以上16年未満	308,000
16年以上17年未満	304,700
17年以上18年未満	301,400
18年以上19年未満	298,100
19年以上20年未満	294,800
20年以上21年未満	291,500
21年以上22年未満	277,700
22年以上23年未満	263,700
23年以上24年未満	250,200
24年以上25年未満	236,300
25年以上26年未満	222,600
26年以上27年未満	205,000
27年以上28年未満	187,900
28年以上29年未満	170,600
29年以上30年未満	153,000
30年以上31年未満	135,000
31年以上32年未満	116,700
32年以上33年未満	98,800
33年以上34年未満	72,800
34年以上35年未満	48,500

第2条 亀岡市立病院職員の給与に関する規程の一部を次のように改正する。

附則第7項中「100分の1.35」を「100分の1.275」に、「100分の1.65」を「100分の1.575」に、「100分の90」を「100分の85」に、「100分の110」を「100分の105」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行し、平成28年12月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（亀岡市立病院職員の給与に関する規程（以下「給与規程」という。）附則第7項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の給与規程（次項において「第1条改正後給与規程」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第1条改正後給与規程の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、第1条改正後給与規程の規定による給与の内払とみなす。

「揭示済」